



施設及び核物質の盗取等による不法な移転、原子力公共の安全を妨げることとならない、ように必要な措置を講ずべきものであり、核物質防護措置は原子力開発利用の円滑な推進を図る上で不可欠であると、既に昭和五十六年の原子力委員会決定で行っておるわけでございます。また、国際的にも核物質防護措置を講ずるべきことは共通認識となつておりますて、これまで原子力先進国でございましておられまして、これまた原子力先進国でございます我が国の国際的貢献という観点から、慎重は期しましたけれども、この段階に国会に提出をし、御審議を賜つておるということでございます。

○貝沼委員 それで、この法案が出てくる前提になつておりますのが六十二年十二月十八日の原子力委員会決定になるわけですね。この原子力委員会決定の文言も「本年一月に核物質防護条約が発効したこと」に鑑み」とこうなつているのですね。やはりこれは発効したことになんがみておるわけですから、発効したことが先にあるわけですね。

そうじやなしに、よその国がやってからやるといふのじゃなしに、日本はもつともつと積極的に始めたのなら、本当はもつと早くきてよかつたたのではないか。しかも日本の國は平和国家であり、原子力の平和利用ということについてあれだけ内外に宣言しておるわけでありますから、それならばはつきりと、もつと早くすべきであった。それをやらないから痛くもない腹を探られたり、いろいろなことをやられるのではないか。したがつて、今回のこの法律は、今までのそういう感じを払拭して、もつと大きな宣伝をしてやらなくちゃいけないのじゃないか、こう私は思うのです。したがつて、この規制法の中に突っ込んだところは余り贅沢ではないわけですから、とにかくそういう感じが否めないわけでございます。

この「鑑み」というのはどういう意味なんですか。

いないですね。ただふえたふえた、何とかしなくて  
ちや、こういう話なんですかれども、ふえたらかな  
ぜいけないか、またなぜ核物質にはこういう特別  
な考え方を持たなければならないのか、この点に  
ついて説明をお願いいたします。

○石塚政府委員 先ほども申し上げました昭和五  
十六年の原子力委員会の決定の中にござりますと  
おり、仮にこういった核燃料物質が盗取等により  
まして不法に移転されたような場合には、やはり  
そのようなものが核分裂反応を引き起こすとい  
うような懸念がござりますし、また原子力施設及び  
核物質の輸送に対する妨害行為等が行われた場合  
には、結果として公衆に対する放射線障害とい  
うものをもたらす懸念もある。そういうことが現  
実にならないようには核物質防護対策を講すべき  
であるということが、昭和五十六年に原子力委員  
会が決定いたしました文書の中に記載がございま  
す。

またさらに国際的にも、核物質防護措置につき  
ましては、核物質の防護に関する条約の前文にも  
ございますが、「核物質の不法な取得及び使用が  
もたらす潜在的な危険を回避すること」の重要性を  
というものについて言及をいたしておるわけでござ  
います。

○貝沼委員 外務省の方いらしていますか。ちょ  
うとお尋ねいたしますが、この条約の第七条の一  
項のところに「その重大性を考慮した」という立  
場がございますが、この重大性というのは何が重  
大なんですか。

○中島説明員 先生御指摘のとおり、第七条にお  
いて核物質に係る犯罪を处罚すべき規定してい  
るところの最後の部分におきまして、「締約国は、  
1の犯罪について、その重大性を考慮した適当な  
刑罰を科すことができるようとする。」と規定  
されているわけでございます。お尋ねは「その重  
大性を考慮した」というのは何かということござ  
いますが、先ほど科学技術庁の方からも一部指  
摘があつたと思いますが、核物質を用いた犯罪に  
つきましては、万が一にもこういった犯罪が起き

た場合には、その結果として起る事態、第七条の第一項の(1)では、人の死亡、重大な傷害、財産の実質的な損傷、そういうものが書かれているわけでございますが、結果としては甚だ大きいものがある。そういった核物質を用いた犯罪が非常に深刻なものである。そういうことを考慮してそれに見合う適当な刑罰を科することが必要である、そのように定めているというのがこの第七条第二項の趣旨であらうかと思います。

○貝沼委員 話を聞いておりますと、潜在的に非常に怖いとかあるいは重大だと、わかつたようでなかなかわからないのですね。一体何が問題なんですか。

ブルトニウムならブルトニウムを例にしますと、それは国際輸送の量があふえてきたという問題がありますね。あるいは今お話のありましたように、核物質の不法な取得とか使用の危険性、これはありますね。それからブルトニウムそれ自体の問題として、例えば軍事転用の問題、それからそれが自体の毒性の問題、その毒性もどれだけの毒性があるのか、ぱつとさわったら死んじやうのかそれとも死はないのか、その辺の説明は何もないのですよ。何か怖いらしいなというだけ。あるいは例えばアルファ線を出すブルトニウムが体内に入った場合に、どういうことで怖いものになるのかならないのかというようなことや、それから同じ体内に入つても入りぐあいによつて影響が違うとか、例えば蓄積される場合と排せつされる場合とありますね。あるいはそれに加えて、今排せつの話をしましたけれども、化学的な性質によってなかなか体内から出にくいやうとか、その放射能の半減期がどれくらいあるとかというようなことで、だからこれは特別に扱わなければならぬものなんだということが説明がないのです。ただ重大なものなんだ、あるいは潜在的に怖いんだ、それだけでは何となくお化けの話を聞いているようでわからませんから、きつと説明していただきたい。

○石塚政府委員 先ほども御説明申し上げましたとおり、原子力委員会の決定の際には、核物質防

護を行わなければならぬ理由といたしまして、こういったものが盗取され、あるいは不法に使用されました結果、それが核分裂反応を起こす可能がある。もっと別の言い方をすれば、あるいは核爆発装置をつくることが可能かもしれない、そういう懸念がある。そういうことになりますと、それから出てくる莫大なエネルギーによりまして人あるいは財産が損傷を受ける、そういう危険性が一方にはあるわけでございます。

また、放射線といふものの危険性に着目いたしましたと、やはり破壊、妨害活動といったもの、あるいは放射性物質、プルトニウムといったものを散布いたしますと、それから受ける放射線による障害といったものはいろいろな形で出てまいりますと、やはり破壊、妨害活動といったもの、あるいは放射性物質、プルトニウムといったものに対する危険性に着目いたしまして、不法な盗取による移転とかそういうたのものはいろいろな形で出てまいりますと、やはり破壊、妨害活動といったものを防止しなければいけないということ、これは特に条約あるいは規制法の文章の中には明確にはうたうかと思ひます。

○貝沼委員 今私が質問をしておりますのは、そ

ういう特殊な物質であるがために法体系も特に

ならなければならぬ、こういうところに行くた

めなんですね。例えば窃盗罪にしたって、砂糖を盗

んでくるのとブルトニウムを盗んでくるのは違う

わけですから、どこが違うようになつておるか後

でお尋ねしようと思ひますけれども、とにかくそ

ういう特殊なものを対象にした法律である。

さらに外務省の方にお尋ねいたします。

第一条に、今回のものは「平和的目的のために

使用される核物質であつて」云々、こうなつてお

りますが、軍事目的のものであれ平和目的のもの

であれ核物質の危険性は全く同じわけですね。軍

事用は一生懸命ちゃんと守つているから心配ない

という意見なんでしょうけれども、我々から見れば同じことであり、そして紛失事故であるとかあ

るいはまたその協力の仕方では、平和目的も軍事

目的も各國がとらなければならないことはこれまで

たと同じだと思いますね。それで、例えまし軍事

目的の核物質がテロリストにとられた場合に、こ

うなんですか。

この条約以外にこれを回収する国際システムというものは存在するのかしないのか、そこのところをお願いいたします。

○中島説明員 ただいま御指摘のように、第二条の第一項におきまして、この条約の対象としては平和的・目的のために使用される核物質を対象としている、そのように定めております。起草過程におきましては、平和的・目的のための核物質以外の軍事的・目的のための核物質についても対象とすべきではないか、そういう議論があつたわけですがございませんが、そのような軍事的目的のための核物質につきましては、効果的な防護が重要であるといふ認識はございましたけれども、これに関連しましては核兵器国の方から、このようなものについては既に厳重な防護がなされているから、この条約の対象とすることは必要ではないのではないか、

と認め、また、該核物質が嚴重に防護されており及び引き続き防護されることを了解して」、

そういう文言が入つたわけでございます。

先生お尋ねの、それではそういう軍事的目的

のための核物質が万が一にも盗まれたときに、それを国際協力によつて回収するあるいは対策を講ずる、そういう体制ができ上がつてゐるのか、それではどうぞ

お尋ねいたします。

第六条「締約国は、他の締約国からこの条約に基づき、又はこの条約の実施のために行われる活動に参加することにより、秘密のものとして受領する情報の密密性を保護するため、自国の国内法に適合する範囲内で適当な措置をとる。締約国は、国際機関に対し情報を秘密のものとして提供

する場合には、当該情報の密密性が保護されることを確保するため、措置をとる。これがなかなか

かよくわからないですね。それで解釈を聞いてお

こうと思いますが、一体これはだれに義務づけた

わけですか。そして日本はどういう立場なんですか

か、この解釈は西ドイツはちょっとほかの国と

違うですね。

○中島説明員 第六条の一項では、締約国がこの目的を対象とするような核物質についての国際協力の可能性について日本政府はどう考えるかといふ尋ねかと思いますが、先ほども申し上げましたように、こういつた軍事的・目的のための核物質といふものは、まず実態といたしまして、嚴重に防護されているということを核兵器国が説明しているわけございます。

それから実際問題といたしまして、こういつた軍事的・目的のための核物質についても対象とすべきではないか、そういう議論があつたわけですがございませんが、そのような軍事的目的のための核物質につきましては、効果的な防護が重要であるといふ認識はございましたけれども、これに関連しましては核兵器国の方から、このようなものについては既に厳重な防護がなされているから、この条約の対象とすることは必要ではないのではないか、

と認め、また、該核物質が嚴重に防護されており及び引き続き防護されることを了解して」、

そういう文言が入つたわけでございます。

先生お尋ねの、それではそういう軍事的目的

のための核物質が万が一にも盗まれたときに、それを国際協力によつて回収するあるいは対策を講

ずる、そういう体制ができ上がつてゐるのか、それではどうぞお尋ねいたします。

第六条「締約国は、他の締約国からこの条約に

基づき、又はこの条約の実施のために行われる活

動に参加することにより、秘密のものとして受領

する情報の密密性を保護するため、自国の国内法

に適合する範囲内で適当な措置をとる。締約国

は、国際機関に対し情報を秘密のものとして提供

する場合には、当該情報の密密性が保護されるこ

とを確保するため、措置をとる。これがなかなか

かよくわからないですね。それで解釈を聞いてお

こうと思いますが、一体これはだれに義務づけた

わけですか。そして日本はどういう立場なんですか

か、この解釈は西ドイツはちょっとほかの国と

違うですね。

○中島説明員 私どもが承知しているところによ

りますと、西ドイツはこの条約の起草会議におき

まして、国際機関に情報を提供する場合には、当

該国際機関との間で取り決めを締結した上で関係情報を提供する、そういう方針であるということを通報いたしております。

○貝沼委員 だから、これはいろいろ国によつて解釈がちょっと微妙に違いますね。

では、ついでに七条です。いよいよ七条ですが、今度は科技庁の方にお尋ねします。条約と法案となるわけであります、危険犯といふのはござります。

○総務政府委員 条約第七条一項の(i)に「法律に基づく権限なしに行う核物質の受領」云々というのが書いてございますが、これを受けたものでございます。

○貝沼委員 この中には「財産の実質的な損傷を引き起こす又は引き起こすおそれがあるもの」となっています。この法案の方は「危険を生じさせた者」ですね。こちらは「おそれ」があるので、これは、法案のとおりであれば、危険が生じなければ罰せられないということになるわけですね。

○総務政府委員 法案の七十六条の二では、先生御指摘のとおり「危険を生じさせた者」という書き方になつておりますが、これは先ほど読みました条約第七条一項(a)の後段、最後の部分ですが、「引き起こすおそれがあるもの」というのと対応してあるもので、条約と同義といふうに私どもは考えております。

○貝沼委員 「おそれがあるもの」と「生じさせた」というのは同じ意味だということですか。

「おそれがある」というのは、まだ生じていないんじゃないでしょうか。

○総務政府委員 先ほどちょっと舌足らずだったかもしれません、法案に書いてござります「危険を生じさせた」ということと条約で言つております「実質的な損傷を引き起こすおそれがあるもの」というのが同じ意味であるということをございます。

○貝沼委員 例えれば、それではブルトニウムならブルトニウムを権限なしに所持した。このことが

どういうおそれがあつて、どういう危険を生じさせたということになるのですか。

○総務政府委員 七十六条の二で書きました危険犯につきましては、構成要件が三つの要素から成り立つております。第一は、特定核燃料物質をみだりに取り扱うことなどといたします。二

番目は、特定燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こすこと、または放射線を発散させることでございます。三番目の要件は、人の生命、身體または財産に危険を生ぜしめること、この三つの要件がすべて満たされた場合に七十六条の二の危険犯の構成要件が満たされる、こういうことでございます。

○貝沼委員 どうもほつきりしないのですね、そ

の辺が。

それからもう一つは、条約の第七条の(i)のことろですね。これは法案にはないわけですから、法律も、「核物質を要求する行為」、これはどの法律にありますか。

○中島説明員 条約第一項(i)の「核物質を要求する行為」に対応します我が国国内での刑罰は、刑法第二百四十九条、恐喝罪でございます。

○貝沼委員 そこは核物質といふうになつてお

いるというふうに考えております。

○中島説明員 刑法第二百四十九条には、核物質を要求するということはもちろん書かれておりま

せん。しかし、核物質も含めてこれは対象として

いるというふうに考えております。

す。であればこそ今回のこの法改正があると思ひますので、これは単独立法にすべきであると私は思います。まあ今回の場合はそのワシスティップであるというふうに受けとめたいと思っておりますが、こういうお考えはございませんか。

○石塚政府委員 原子炉等規制法は原子力基本法のつとつものでございまして、原子力施設あるいは原子力事業者に対しまして所要の規制を行ひ、もつて我が国における原子力の開発利用の推進を図る、そういう性格を持つとともに、もう一つの面、すなわち原子力に関する国際約束の実施を引きあるいは間接的に利用した犯罪でございまして、このような犯罪が発生すれば現実に原子力災害が発生し、あるいは原子力に対する国民の信頼が失われ、ひいては平和利用を前提とした我が国における原子力の開発利用の推進に大きな影響を与えるということになるものであることが一つ挙げられます。

さらに、もう一つの面でございます原子力に関する国際約束、今回の核物質の防護に関する条約もその一つでござりますけれども、そういった国際約束を実施するものであるということから考えますと、このことは明らかであろうと思います。

したがいまして、これらの犯罪を処罰する規定を設けることは原子炉等規制法の性格に合致するというふうに私どもは考えておる次第でございま

す。

なお、将来そういう社会情勢等の変化に応じますのは、事業者に対し規制を行つてゐるわけであります。今回核物質防護の措置をとらせるというのが基本的な考え方でございますので、私ども現在の社会情勢といったものから考えますと、やはり規制法で処理していくのが適当ではないかと思う次第でございます。

○貝沼委員 特別立法を否定はしないということ

ですね。ただ、今の規制法は、私が申し上げるまでもなく、事業に関する規制でしょ。あるいは加工の事業に関する規制でしょ。それから原子

炉の設置、運転に関する規制。みんなこれはやる人ですよ。再処理の事業に関する規制あるいは廃棄の事業に関する規制、それから核燃料物質等の

ポートする性格もあわせ有するということでござりますから、こういった点からも、この犯罪处罚規制といふものは、核物質の防護の観点からの原子力事業者に対する規制とあわせて、原子炉等規制法の中に位置づけることが適當であるというふう

に私ども考えておる次第でございます。

○貝沼委員 私はその意見、賛成ではないのです。やはり規制法は規制法です。それは外国との約束を果たすのは当たり前ですよ、約束ですか。されども、規制法の中でやらなければならないということはないのですね。規制法でできるものはやればいい。規制法というのとは今何を規制しているですか。この現在の規制法は何を規制しておりますか。

○石塚政府委員 原子炉等規制法で規制しておりますのは、事業者に対し規制を行つてゐるわけであります。今回核物質防護に関するいろいろな措置をとらせるということにつきましても、この原子炉等規制法の改正で手当てをしてようといふことは、事業者にやらせるという点から見ますと、これは事業者にやらせるというのがござります。今回の核物質防護に関するいろいろな措置をとらせるということにつきましても、こ

の原子炉等規制法で規制しておりますのは、事業者に対し規制を行つてゐるわけであります。約束を果たすのは当たり前ですよ、約束ですか。されども、規制法の中ではやらなければならないことはないのですね。規制法でできるものはやればいい。規制法というのとは今何を規制しているですか。この現在の規制法は何を規制しておりますか。

○貝沼委員 私はその意見、賛成ではないのです。やはり規制法は規制法です。それは外国との約束を果たすのは当たり前ですよ、約束ですか。されども、規制法の中ではやらなければなら

ないということはないのですね。規制法でできるものはやればいい。規制法というのとは今何を規制しているですか。この現在の規制法は何を規制しておりますか。

○貝沼委員 特別立法を否定はしないということですね。ただ、今の規制法は、私が申し上げるまでもなく、事業に関する規制でしょ。あるいは加工の事業に関する規制でしょ。それから原子

炉の設置、運転に関する規制。みんなこれはやる人ですよ。再処理の事業に関する規制あるいは廃棄の事業に関する規制、それから核燃料物質等の

ポートする性格もあわせ有するということでござりますから、こういった点からも、この犯罪处罚規制といふものは、核物質の防護の観点からの原子力事業者に対する規制とあわせて、原子炉等規制法の中に位置づけることが適當であるというふう

に私ども考えておる次第でございます。

制法に背いた場合には、例えば営業停止をすると免許を取り上げるとか、いろいろなことがあるわけでしょう。泥棒の免許を取り上げるなんということはありませんよ。半年間泥棒をやめなさい、そんなことを言ってみたってしようがないことですから。これはやはりそぐわないのです。規制じゃないのです。全然違う範疇です。したがつて私はこれはやはり、今はワンステップで結構だけれども、早い将来特別立法にすべきではないか。こういうふうに申し上げておるわけではあります。こう言うのはおかしいですか。どうですか。

○石塚政府委員 核物質の防護措置そのものは事業者にやらせるということでございまして、事業者に対する規制の一環としてこの核物質防護措置というものを位置づけておるわけでございます。

ただ、御指摘のとおり、犯罪の处罚規定そのものは、事業者に対する規制といふよりは、むしろ一般の人たちから核物質を防護するという趣旨からすれば、事業者を縛るものでは決してございませんが、このような立法例はほかにもあるわけでございまして、例え放射線障害防止法のような法体系の中では、放射性同位元素を使って危険な状態に陥れたような場合には、やはり刑事罰が科せられるというような例もございます。

○貝沼委員 ほかのところにもあると言つけれども、まあそれだつてやはりそこに勤めておる人とか、運転に携わつておる人とか、その業者とか、そういうことが中心であつて、テロとかなんとかを中心にしているわけではないですね。事実、ハイジャックの場合は特別になつてゐるじゃないですか。そうでしょう。まあそれはそのくらいにいたします。

それから次に、罰則の七十六条の三のところです。そこで、そういうことになるとちよとやあいが悪いの

いるということになるとちよとやあいが悪いのですね。どうですか、一回調べてみますか。

○緒方政府委員 繰り返し恐縮でございますが、私どもこの法律を立案するに際しまして若干の実態を調べたつもりでござりますが、いわゆる放射性同位元素、R-Iでございますが、これにつ

いての盗難事例というのは過去若干のケースがあ

る犯人の実例に関するものかと思いますが、諸外国において、核物質に関連いたしましてこれを不法に使用するという脅迫が行わたった事例は幾つかございます。例えば米国におきましては米国の原子力規制委員会、NRCの報告等におきまして、NRCの調査によれば、七八年から八五年にかけて、原子力施設に爆弾を仕掛けたといったたぐいの脅迫が約四百件以上あった、そのように伝えられております。

○貝沼委員 そういうふうに現実にありますので

ね。日本ではそういう脅迫の事例はございませんか。

○緒方政府委員 私どもの方では、そういう事実があつたということを聞いてございません。

○貝沼委員 たしか数件あつたよう私聞いてお

りますけれども、うそですか。

○貝沼委員 そういうふうに現実にありますので

ね。日本ではそういう脅迫の事例はございませんか。

○緒方政府委員 この法案の対象になります核燃

料物質に関連した事例としては、私ども承知して

いる案件はございません。

○貝沼委員 これはおどかしですから一々公表す

るわけじやありませんが、あつたという情報がござります。

○貝沼委員 ほかのところにもあると言つけれども、まあそれだつてやはりそこに勤めておる人とか、運転に携わつておる人とか、その業者とか、そういうことが中心であつて、テロとかなんとかを中心にしているわけではないですね。事実、ハイジャックの場合は特別になつてゐるじゃないですか。そうでしょう。まあそれはそのくらいにいたします。

そこで、そういうことがわからないで立法して

いるということになるとちよとやあいが悪いのですね。どうですか、一回調べてみますか。

○緒方政府委員 繰り返し恐縮でございますが、私どもこの法律を立案するに際しまして若干

の実態を調べたつもりでござりますが、いわゆる

放射性同位元素、R-Iでございますが、これにつ

いての盗難事例というのは過去若干のケースがあ

つたようでございますが、今度の改正法の対象にしております核燃料物質についての盗難事件あるいはそれを用いた脅迫事例といふものは、私どもが調べた限りではなかつたわけでございます。

○貝沼委員 では、その問題はそれくらいにいたしました。世界的にこういうことが起つておるようですから、やはり厳重にこの防護といふものは進めていかなくてはならない。ただ単に空想の範囲ではないということを申し上げておるわけでございます。

次に、時間がだんだんなくなつてきましたの

で、輸送の問題でございます。

○貝沼委員 これもアウトランばかりですが、先日の委員会で原予力局長は、空輸があつたかも決まつたがごとき答弁のように聞こえましたが、あれは我が国としては空輸を決定したわけですか。その点を伺います。

○松井政府委員 まず答えから申し上げますと、

本件については、空輸に決めたということは、ま

だ決まっておりません。と申しますのは、新日米

原子力協定においては、まず附屬書五におきまし

てあらかじめ決めた条件があるわけでございま

す。その条件に従つてブルトニウムを航空輸送す

る場合には包括同意が得られるという仕組みにな

つてございまして、その形は、日米間での話で

も、あくまでハイジャック防止という面から見た

ら航空輸送の方がベターである、つまりそれは基

本であるというふうには考えてございます。

ただ、御案内のとおり、この日米協定の枠の中では

もう一つ別な方法、つまり具体的に申し上げます

と海上輸送になると思ひますけれども、それにつ

いては個別の同意があればできるということがありますけれども、同時に海上輸送についても個別同意という形ができるといつてございまして、そういう意味では、私ども空

輸を基本とは考えておりませんけれども、同時に海

上輸送についても個別同意といふ形ができるとい

うオプションは持つておる、こういうふうに理解

しております。

○貝沼委員 それで、これはどういうときなど

で決めるのですか。

○松井政府委員 この日米新原子力協定が国会で御承認が得られましたば、それに従いまして実施主体が、現在動燃事業団が航空輸送容器の開発を進めていると申し上げましたけれども、そういういろいろな準備を進めているわけでございま

す。したがつて、実施主体がまずどういう方法に

するのかいいか、それは日本だけで決められるわ

けでございませんで、当然関係諸国との協議も必

要でございます。もちろん国内では関係省庁との

協議も必要でございます。そういう過程で決めていくものであるというふうに承知しております。

○貝沼委員 これは最終的には原子力委員会で決

めるのですか。

○松井政府委員 まだそこまでそう詰めて話を決

めているわけではございませんけれども、いすれ

にしろこういった重要な話につきましては、原子

力委員会が何らかの形で関与してそれなりに了解

するとか、そういう方法が必要かなと、そういう

ふうに思つております。

○貝沼委員 原子力委員長が決めるそうですよ。

それで、空輸あるいは海上輸送、どちらにいた

しましても、これは単なる確率論では計算できな

い危険感覚ですね。単なる確率論ではだめです

ね。そうなつてくるとどつちがいいのかといふの

はよくわからなくなつてくるのですが、先般アメ

リカのレーガン大統領が書簡で、あるいは回答で

すか、あの中で、海上輸送を含む代替輸送形態に

ね。そなつてくるとどつちがいいのかといふの

はよくわからなくなつてくるのですが、先般アメ

リカのレーガン大

についても幾つかのルートを示して評価をしておるというふうになつておるわけでございます。私たちもいたしましてそれをどういうふうに評価するかということでござりますけれども、いざれにしろ私どもは、やはりそういういろいろなルートを考えて、それなりにいろいろな面からの評価が必要だと思ひます。そういうものをしていふることは非常に評価すべきことであろうと、いうふうに理解しております。

○貝沼委員 何かわかつたようなわからないようなことですが、とにかく両方考えておるというところでございます。

そこで、例えば日本からフランスなり英國へ使用済み燃料を持っていきまして、そこで再処理をやつて、それからブリトニウムができ上がつたとしますね。そうすると、現段階においてはそのブルトニウムを使用する人といふのは日本では決まつておりますから、ここにありますように動燃事業団が荷主になって運んでくるというふうなんですね。ということは、事業団の業務が第三章になりますが、その業務の第一項に「高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発及びこれに必要な研究を行なうこと」ずっと並んでおりまして、七番目に「前各号の業務に附帯する業務を行なうこと」あるいは「前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと」この七番目の「業務に附帯する業務」の中身をそういうふうに読んでよろしいということですね。

○松井政府委員 それで結構でございます。

○貝沼委員 動燃事業団が何でそんなことをやるんだということについては、この条文がある。明快な答弁があつたということですね。

そういたしますと、やはり一番理想的なのは、英國とかフランスとかへわざわざ持つていて再処理をして、それを日本に運んでくるという面倒くさいことをやるよりも、国内でそれがスムーズにできれば一番いいわけですね。それがまだそういう段階まで来ておらない。そこで六ヶ所村で云々という話があるわけすけれども、この場合

に原燃サービスで今考えておる再処理の方法、この技術について、ある部分は外国から技術移転を考えておるという、どうもうわざではフランスといふように理解しております。

○貝沼委員 何かわかつたようなわからないようないふうもあるのですけれども、そういう技術輸入を考えておるということでございますが、そういうお考えはあるのでしょうか。

○松井政府委員 原燃サービス株式会社は青森県六ヶ所村に建設する再処理工場の基本設計を進めているやに聞いておりますけれども、私ども承知しているのは、その基本工程に関する技術については、フランスから導入するというふうに承知しております。

○貝沼委員 そういたしますと、どうでしょか、今まで日本の動燃事業団で再処理の研究をいろいろやってまいりました。現実に今もやっておりますけれども、この技術では間に合わないといふことなか、それとも技術の輸入をした方が安い上がりだからそれを考えるということなのか、その辺の御判断はどうなんでしょう。

○松井政府委員 先生御指摘のとおり、動燃事業団が現在東海村の再処理工場で運転して、いろいろな技術蓄積を持つておるわけでございます。一方、フランスにおいてもかなりの再処理プランを順調に運営している経験もあるわけでございまして、原燃サービスといたしまして動燃の技術あるいはフランスの技術、そういうものを比較考量をして決めたというふうに承知しているわけで

う形でもって日本の蓄積された技術もそこにつく生かされて、順調に六ヶ所村の再処理工場が運営されるというような仕組みをつくつておる次第でございます。

○貝沼委員 日本は非常にリスクの多い研究を今までやつてきておるわけですね。そうしてそれが少しあくれておるということで、外國のものを輸入していくとすれば、もう國産の自主技術の開発なんかいうものは、ただ言うだけであつて、實際は成り立たないんですね。したがつて、私は今このことを話題にしておるわけですから、とにかくリスクが多くても自主開発にやはり力を入れなければならぬ。

そこで、基本的な考え方として、我が國の再処理の技術というのは早く日本の技術でやる、そして外國から輸入するのはなるべくやらないといふことなか、それとも技術の輸入をした方が安いもいつまでも入れていくことなのか、この辺が今のところまだはつきりしません。その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○松井政府委員 おっしゃるとおり、自主技術を開発しているわけでございますから、なるべくそれをベースにということは当然だと思っております。ただ、先ほど説明いたしましたように、今までの六ヶ所村の再処理工場につきましては、そういう技術のレベルの問題も多少あつたようございましたのですから、これは今回もうやむを得ません。

ただ、主工程についてはそなつてございますけれども、ちなみに申し上げますと、使用済み燃料の貯蔵ブールとかウラン、ブルトニウムの転換施設とか貯蔵施設、それから廃液を処理するためのガラス固化施設がござりますけれども、そなつたものはなるべく国内技術で行うといふふうになつておる次第でございます。それからさらに、六ヶ所村の今の八百トンの規模の再処理工場があつたわけですが、それがスムーズに運んでくるわけですけれども、さらにその次に

なつておるべく国内技術でやつていいといふふうに考えておる次第でございます。それからさらに、今まで経験のある人が動くのか、それとも経験を積むべき人がそこへ来て一生懸命一緒にやるのか、とにかく何らかの交流がなければなりません。

なるべく日本の自前の技術でやるといふことが基本というふうに考えたいと思つておる次第でございます。

○貝沼委員 そういう方針であれば、やはりそれだけの体制が必要だと私は思います。例えば、日本の自主技術というものを育てるためには、そこに集まつてくる研究者、この人たちが一生をかけて来るわけですね。ところが自分たちが一生懸命やつた結果が余り認められないで、外國からばつと入れられるようなことがあれば、これはもう研究者として本当に情けないことだと思ひます。そういうところに果たして人材が集まるのか。私はそれでは人材は集まらないと思ひます。こういう話をして大変恐縮ですが、これがただがつて、自主技術の面からいきますと、それだけの希望の持てる体制にしておかなければいけないということですね。

こういう話をして大変恐縮ですが、私たちが原子燃料公社に入つたそのときには、通産省からたくさん技官の方々が来ておりました。で、原子燃料公社はもうわづづつここまでかいといふような話になつたとき、通産省の出向の方は、じつはおれたちは帰ればいいんだからという話があつた。そのとき、入つた人たちは行くところがなかなか優秀な人材はそろわない。優秀な人材がそろわないということとは、技術は育ちません。

したがつて、そういう体制をつくつておかなければならぬ。その体制のためには、例えば動燃の技術が生きる、それを技術移転して原燃サービ

の事業団法においては、事業団がどこかに研究とかそういうものを委託することはできるようになりますけれども、事業団そのものが原燃サービスのものを委託を受けるとか、あるいは人との交流があるとかいうことになると、まだ体制といふものははつきりしていよいよ気がしてならないわけあります。

そういうことで私は、自前の技術を育てるためには、まあちょっと無理な点もあるかもしれないけれども、やはり確固たる考え方というものを基本にした方法を講じていかなければならぬのではないか。場合によっては國法改正もやむなしということになるかもしれません、ぎょうはそこまで話はしません。とにかくそういう体制で考えるべきではないかと思うのでありますけれども、いかがでございますか。

○松井政府委員 先生の御指摘の点まさにごとくです。

○見沼委員 それで、この二点。

それからもう一つは、空輸の場合もいろいろな

金がかかりますね。ただ飛んでくるわけにいきません。しかもいろいろ警備をするということですから、そういう場合の費用はどこで負担するのか。

○松井政府委員 プルトニウムの輸送の場合、海外から持つてくる場合の費用の負担でございますけれども、私どもとしては、その輸送にかかる経費については、その輸送されるプルトニウムを入れて利用する者が負担するということが基本だ

といふうに承知しております。

○見沼委員 そうすると、現在のものであれば、

ブルトニウムに再処理を終わった時点での所有権が

契約によって変わりますね。例えば研究用であれ

ば、動燃事業団で使うのであれば動燃事業団の所

有物になりますね。そうすると動燃事業団が全部

負担するということになるのですか。

○松井政府委員 現状は先生のおっしゃるとおり

になっております。

○見沼委員 それからもう一点、航空機の場合に

は今警備はいろいろなことを考えておりますが、

ざりますけれども、例えはウラン濃縮につきまし

ては、動燃事業団の成果がそのまま次の民間に移

されるという仕組みになつてございまして、また

高速増殖炉もまさにそういう形で「もんじゅ」

をやつておりますし、この次は民間中心で実証炉

をつくる、こういう計画になつてございまして、私

どもとしては着実にそのような方向で進んでいます。

○見沼委員 ぜひともそういう点でお願いしたい

と思います。

それから、さつき輸送のところでちょっと聞く

のを忘れましたからお尋ねしておきますが、例え

ばフランスから我が国へ運んでくる場合、海上輸

送なら海上輸送で運んでくる場合、いろいろな警

備や何かがあると思いますが、費用はどこが負担

れにつきましては、その費用についての請求は来

ておりません。

○見沼委員 決まってない部分が大分多いよう

ですね。

とにかく、時間もなくなつてしましましたから申

し上げますが、私は、P.P.の根本はやはり政治的な

対応だと思うのですね。政治的な対応といつて

も、日本は武力をもつて云々というわけにもいき

ませんので、核を奪取しようとするその意図を起

こさせない、そういうことだと思うのです。した

がって、先ほどから申し上げておりますように、

国会においても、日本の場合はこれだけ強力にそ

の対応に皆真剣に取り組んでおりますよといふこ

とを見せることが必要だし、そのためには、ただ

一つのどこかの法律をちょこちょこと直すので

なしに、単独立法をつくつてまで頑張っております。

○見沼委員 それからもう一点、航空機の場合に

は今警備はいろいろなことを考えておりますが、

ざりますけれども、例えは船、海上の場合にシーサーチというの

は、飛行機が不時着なら不時着したときに、そん

なものを持つて逃げる人はいないでしょけれども、救援隊が来るまでどれだけ時間を稼ぐかとい

つてこなければ逃げられないわけですから。た

だ、飛行機が不時着なら不時着したときに、そん

なものを持つて逃げる人はいないでしょけれども、救援隊が来るまでどれだけ時間を稼ぐかとい

つてこなければ

年に原子力委員会によって決定されているところでございます。現在この決定を踏まえまして関係行政機関が所要の施策を実施してまいっております。

その現状はおむね国際水準に達しているというふうに私ども考えておる次第でござります。以上のように、核物質防護につきまして適切に対応していくことは、原子力先進国たる我が国の国際的な責務となつておるわけでございまして、昨年の十二月には原子力委員会が、この効果いたしました条約への早期の加入に必要な法体系等の整備を図る必要があるとの決定を行つたところでございます。

今回の法改正は、こういった状況を踏まえまして、我が国といたしまして核物質の防護に関する条約への加入に当たり、核物質防護に取り組む我が国の政策意図というものを内外に明らかにし、かつ我が国の原子力活動への国際的な信頼性の一層の向上に努めるということにしたわけでございます。

それから、今回の法改正と核物質防護条約との関係についてお尋ねでございますが、今回の法改正のうち、輸送中の核物質防護に関する責任の移転に関する確認の条項、すなわち第五十九条の三の関係でございます。こういった点とかあるいは核物質を用いた犯罪の处罚規定、これは第七十六条の二等でございますが、これは我が国が核物質の防護に関する条約に加入する上で不可欠な規定でございます。さらにその他、国内施設等の核物質防護措置にかかる規定につきましては、核物質の防護に関する条約の前文におきましてその重要性が述べられておりますし、また、先ほど申し上げました昭和五十六年あるいは昨年の十一月の原子力委員会決定等を踏まえまして、その内容を法律上明確に位置づけたものでございます。

○小澤(克)委員 今最後のところでございますが、結局のところ、P.P.条約というのでしようか、核防護条約によって我が国が負うところの義務というのは、国際輸送中の核物質の防護に関する義務、それとももう一つは核物質に係る犯罪を処罰する義務、この二つに尽きるかと思うわけでございます。

そういういたしますと、今若干御説明ありましたけれども、今回の法規制法の改正案の中で、この核防護条約に加盟するために絶対必要な国内法整備としての部分というものは極めてわずかな部分ではなからうか、こう思ひうわけです。輸送について、国際輸送の前後にはんのちょっと国内での輸送の部分がございます。ここに関して今回のこの核防護条約の要件を満たさなければならぬ。いましての法改正案の提出である、こう理解されるのですが、よろしいでしょうか。

一つは、犯罪についての处罚規定を置く。ここだけがこの核防護条約と関連するのであって、そのほかは防護条約とは全く無関係な我が国の政策としての法改正案の提出である、こう理解されるのです。

○石塚政府委員 国際輸送中の予防措置につきましては、我が国の領域に入った部分だけではございませんで、国際輸送中の全期間にわたりまして

その責任の移転等を明確にし、それを確認する必要があるという五十九条の三は、全文が条約の要約が要求するところ。あとは先生御指摘のとおり罰則、犯罪の处罚規定がございます。

なお、その他条約が直接明示的に要求をしておるものではない点におきましても、我が国におきます施設の予防措置、それから国内の輸送の予防措置につきましては、その条約の前文に、国内に

か。核防護条約と必然的なつながりがあるわけですか。

○石塚政府委員 その点につきましては、原子力委員会が昭和五十六年に決定いたしました防護措

置の指針というのがございます。これは先ほども御説明したかと思いますけれども、ウイーンの国際原子力機関が昭和五十年に定めました国際的な指針をもとにしてつくられたものでございます。

なお、その条約の中では、このIAEAの指針と

いうものが別途あるということを加味した上で、

その点につきましては国内としても十分そういう

措置を講ずることが望ましいとの趣旨で、そ

ういふように理解いたしております。

○小澤(克)委員 端的に答えていただきたいので

すよ。そんなこと聞いてないのです。つまり、今

回の核防護条約に加盟することによって我が国が負うことになる義務、義務に限定してですよ、そ

れとこの「特定核燃料物質の防護のため」に講ずべき措置、これとはつながりがあるのか、義務に

応する規定なのか、それとも義務とは直接関係が

ないのか、どちらなんですか。

○石塚政府委員 直接義務ということではございません。

○小澤(克)委員 では、次の「核物質防護規定」に関する部分はいかがですか。

○石塚政府委員 その点につきまして、条約と

の直接的な関係はございません。

○小澤(克)委員 三番目、「核物質防護管理者」についてはいかがですか。

○石塚政府委員 管理者につきましての規定も条

約との直接の関係はございません。

○小澤(克)委員 四番目、「運搬に関する確認等」、これにつきましては、国際輸送に関する場

合のみ今回の核防護条約によつて負う義務の履行

のための手当てといふ部分がある。国際輸送以外

の目的における国内での輸送等は無関係である、

かよう理解してよろしいですか。

○石塚政府委員 国際間の輸送の定義でございましては、今指摘した部分は全く関係がないわけで

も、それが一たん公海上に出ますような場合に

は、国際間の輸送であるというふうに定義づけら

れております。

○小澤(克)委員 そうですか、核物質の防護に

関する条約によるところ書いてありますよ。

ああ、そうですね。「最初の積みが行われる国

の領域外への核物質の運送であつて」とありますから、一たん公海上に出れば確かにそなります。

す。

だ、こう書かないのですか。

さうしますと、これがわからぬのですが、この法案の提案理由説明でこう書いてあるのですよ。

「この法律案におきましては、同条約、「同条約」というのは核物質の防護に関する条約ですが、

「同条約への加入に当たって、我が国における核物質の防護に関する条約ですが、

物質の防護に関し、所要の措置を講ずるための改正を行うこととした次第であります。」これは全然間違いじゃないですか。どうですか。

○石塚政府委員 この「加入に当たって」というところでございますけれども、先ほど来から御説明申し上げておりますとおり、条約が要求してお

りますものに直接たてる部分と、それから条約が前文で重要性を指摘し、かつ我が国の原子力委員会が決定をいたしました趣旨に沿いまして、そ

の他の部分につきましても今回、実際はもう既になされておるわけでございますが、法文上明確にするという部分がござりますが、そういうふうにも含めまして「同条約への加入に当たって」といふように表現されておるというふうに承知しております。

○小澤(克)委員 官僚答弁の典型なんですよ。確かに同条約への加入のために書いてないのです。「加入に当たって」と書いてあるのです。これまさにそのことを意識してこういう表現をされたのだろうと思いますね。これがペテンだと私は思っています。いいですか。「この法律案におきましては、同条約への加入に当たって、我が国における核物質の防護に関し、所要の措置を講ずるための改正を行うこととした」これを素直に読みますと、いかにも同条約への加入のために所定の国内法の手当をしたと普通読んでしまうのです。そういう認識を持つてしまうのですよ。おかしいやないかと聞くと、いやそうではありますん、ためにとは書いてはありません、「当たって」と書いてあります。これが実質的に見てペテンだと私は思うのです。こういうことをやるべきでない。どうして堂々と、国内でいろいろ核防護の必要が生じた、だからいろいろな手当をするん

年二月「核物質の防護に関する条約の説明書」

「条約の実施のための国内措置」として、「1 ここでございますけれども、IAEAが勧告を行つております防護措置の指針、そういうものが既に各国において十分尊重されているといったことを前提としてこの条約は起草されているものという

ように理解しておりますので、国内における防護措置につきまして体制を整備していくということを前提としてこの条約は起草されているものといふことは、やはり重要な要素であろうというふうに考

えておるわけでございます。また原子力委員会とも、直接の義務関係はございませんけれども、条

約を踏まえて体制整備を図っていくという観点から、やはり重要な要素であろうというふうに考

えておるわけでございます。また外務省も含めて皆さん、あたかも核防護条

約を踏まえて体制整備を図つた。それを実施するに当たっては、十分体制整備も行いなさいと

いうよう原子力委員会決定もございますので、

そういうふうに表現されておるというふうに承知してお

ります。

○小澤(克)委員 結局今回のこの改正案は、昭和六十二年、昨年の十一月十八日の原子力委員会決

定の四項目のうちの一項目、条約へ加入すること

は本法では関係ないといたしまして、この二項目から必然的に生ずる部分というのは非常に限定的

であつて、大部分はこの三項目に基づくものなんですね。そのことをどうしてはっきりうたわない

のか。「同条約への加入に当たって」確かに「当たって」と書いてあります。ためにとは書いてな

いけれども、「同条約への加入に当たって、我が

うですよ。炉等規制法の目的を変えてしまつ

つまり、炉等規制法は安全を確保するためのまことに行政規制法だったと思うのですけれども、それ

に防護という新たな観点を加えて、この法の性格、目的そのものを変えてしまつ、そんなことを

する必要は少なくともこの核防護条約との関係ではなかったのじやないか。核防護条約のための必

要な国内法を手当でするには、まず特別刑法でも

つて核ジャックに対応する犯罪類型を規定すれば足ります。それからあとと国際間の輸送に関して、こ

れはまさに核防護に関する何らかの手当でをすれば足ります。国内での原子力施設あるいは事業者に

対する安全確保の観点からの規制法であるこの法

案にこういう要素をつけ加えるというのは、木に竹を接ぐようなおかしなものになるのです。こ

れは極めてまずい。しかも核防護条約との、何と

いいますか、国内法整備として非常にオーバーな

ものがあると思うのですが、いかがでしょうか。こ

れは極めてまずい。しかも核防護条約との、何と

いいますか、国内法整備として非常にオーバーな

まし

て、これらの犯罪を処罰する規定を設けることは、原子炉等規制法の性格に合致するものであるといふに私ども認識をしておる次第でござります。

さらに、核物質の防護を実現する上で、これら核物質に係る犯罪处罚は、原子力事業者の講すべき防護措置に対する規制をサポートするという性格も有するものでございまして、この点からも犯罪处罚規定は、核物質の防護の観点からの原子力事業者に対する規制とあわせて、原子炉等規制法の中に位置づけることが適当であるといふに私どもは認識をしておる次第でございます。

○小澤(克)委員 原子力基本法のお話がおきましたので伺うのですが、原子力基本法には、これはもう御存じのとおり民主、自主、公開といふ原則がうたわれているわけでございます。炉等規制法も、もちろん今お話を伺いましたとおり「原子力基本法の精神にのつとり」となっておるわけですね。そうすると、各種規制を加えていくということは、少なくともこの公開の原則、それから自由、民主いずれの精神とも合致しないものであることは明らかなんですね。しかも国際約束を実施するためだと言いましたけれども、今回のこの規制強化、核防護の観点からの規制強化の大半は、国際約束を実施するためとは無関係なものがつけ加わっているわけです。まさに原子力基本法の精神に反するものではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○石塚政府委員 原子力基本法についてお尋ねでござりますけれども、原子力三原則につきまして若干の説明をさせていただきたいわけでございます。まず民主の原則でございます。これは、原子力における平和利用を担保するため、我が国における原子力の研究、開発及び利用は民主的な運営のもとに進められなければならない旨定めたものでございます。そしてその最も重要な具体策といたしまして、原子力委員会及び原子力安全委員会を

設けておるわけでございます。また、原子力委員会及び原子力安全委員会の委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するということになります。

それから自主の原則でございますが、これは、我が国における原子力の研究、開発及び利用が他

国からの干渉によってやがめられたり支配を受けることなく、自主的に進められなければならない旨を決めたものでございます。

それから公開の原則でございますが、原子力の研究、開発及び利用に関する成果を公開するところによって原子力の平和利用を確保するとともに、あわせて原子力の安全性についての国民の理解を深め、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与するということでございます。

以上がこの三原則の精神でございます。

今回原子炉等規制法の体系の中で位置づけようとしております核物質の防護は、これは昭和五十五年の原子力委員会の核物質防護専門部会の報告書において明記されてございますけれども、

核物質の盗取による不法な移転の防止、それから原子力施設や核物質輸送に対する妨害、破壊行為の防止、こういったものを目的としたとしております。そこで、今回のこの法改正は、民主的な運営のもと、原子力利用を進めるため設けられた原子力委員会における決定を受けて行われるものでございますし、また我が国の原子力活動を取り巻く内外の情勢を踏まえまして、我が国が自主的に行うものであることは当然でございます。また、從来からこの公開の原則の適用に当たりましては、財産権の保護あるいは核不拡散等の観点から、ノーハウ等の商業機密あるいは核不拡散上、核物質防護上機密な情報をつきましては慎重に対処しているところでございます。我が国の原子力の平和利用担保の観点から、核物質の防護にかかる機密な情報について、その不必要な分散を抑制するということは、このいわゆる公開の原則に反しないというふうに私どもは考えておりま

いすれにいたしましても、核物質の防護に関する体制を整備していくに当たりましても、従来どおり基本法第二条の原子力三原則を堅持してまいり申すまでもございません。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○小澤(克)委員 今のお話の中で、今回の改正が原子力委員会の決定を受けて行われるというのではなく、自主的に進められなければならない旨を決めたものでございます。それは公開の原則でございますが、原子力の研究、開発及び利用の促進のことによって原子力の平和利用を確保するとともに、あわせて原子力の安全性についての国民の理解を深め、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与するということでございます。

以上がこの三原則の精神でございます。

今回原子炉等規制法の体系の中で位置づけようとしております核物質の防護は、これは昭和五十五年の原子力委員会の核物質防護専門部会の報告書において明記されてございますけれども、

核物質の盗取による不法な移転の防止、それから原子力施設や核物質輸送に対する妨害、破壊行為の防止、こういったものを目的としたとしております。そこで、今回のこの法改正は、民主的な運営のもと、原子力利用を進めるため設けられた原子

力委員会における決定を受けて行われるものでございますし、また我が国の原子力活動を取り巻く内外の情勢を踏まえまして、我が国が自主的に行うものであることは当然でございます。また、從来からこの公開の原則の適用に当たりましては、財産権の保護あるいは核不拡散等の観点から、ノーハウ等の商業機密あるいは核不拡散上、核物質防護上機密な情報をつきましては慎重に対処しているところでございます。我が国の原子力の平和利用担保の観点から、核物質の防護にかかる機密な情報について、その不必要な分散を抑制するということは、このいわゆる公開の原則に反しないというふうに私どもは考えておりま

す。

炉等で大量に使われております。しかし、特に法的手段で手当てをする必要はなかつたわけですね。なかなかこそ今までやつてきているわけです。今回お尋ねいたしましたが、この法案の提案理由のところでは、「一方、原子力施設における核物質取扱量や核物質の輸送機会の増加が予想されており、そこで「防護措置を講じていくことが極めて重要な課題となつていて」ということがございますが、具体的にはどんなことを意味しているのでしょ

うか。具体的にお答え願いたいと思います。

○石塚政府委員 国内の原子力関係施設あるいは原子力機関、原子力委員会の決定でも明らかでございますし、お尋ねいたしたことは、多国間条約でございまして、各国内の措置についてまで直接言及はいたしておりませんけれども、考え方といた

文におきましても、そういったことは当然各国においてなされているのだ。これは多国間条約でございまして、各国内の措置についてまで直接言及はいたしておられませんけれども、考え方といた

。

が、これまで主として使われている原子燃料はウラニウムですね。ウラニウムは相当高濃縮をしないと、八〇%か九〇%か、専門家でないからちょっとわかりませんけれども、いずれにしても相当高度の濃縮をしないと、核分裂反応を一挙に起こさせる、すなわち爆発させるということはできない。したがって、我が国内で一部の研究では相当高濃縮も行われているあるいは高濃縮のものが取り扱われているということも聞いておりますが、大量に使われているものはせいぜい二、三%の濃縮ウランにすぎない。したがって、これまでには核ジャックという観点からは余り心配がなかった。ほとんどなかつたと言つていい。

ところが、今後プルトニウム再処理して抽出して使うということにならざると、プルトニ

ウムにもいろいろ種類はありますけれども、プル

トニウム<sup>239</sup>の割合の非常に大きいものが単なる化

学的な処理だけで抽出されることになりますと、

これはもう何といいますか、いわゆる核爆弾とし

て非常になりやすいという性質がございますね。

それからまた、プルトニウムそれ自体は非常に猛毒である。一グラムの何千分の一という単位で

も、人間の肺に沈着いたしますと肺がんを生ずる

という、非常に毒性が強い。そういったウラニウムとプルトニウムの物質的な性質の違いが今回の法案提出の背景にあるのではないか。すなわち、プルトニウム利用体制が目的といいますか、整備しようといふところにあるのではないか。

さらに言えば、現在問題となつております日米

原子力協定、ここでもこのプルトニウムに関しましてはアメリカが大変に神経をとがらせている。

核拡散の観点及び輸送の安全の観点から、もちろん核ジャックの防止の観点から非常に神経をとがらせている。そういうことを背景になされたのではなかろうか。端的に言えば、プルトニウムを利用しよう、利用する体制をつくつていこうといふ思つわけでございますが、いかがでしょうか。

○石塚政府委員 核物質防護条約の中での核物質の定義でも明らかなどおり、別にプルトニウムだけを対象に核物質防護をやるという趣旨ではございません。対象になりますものは濃縮ウラン、あるいはそういったものの化合物、あるいはウラン<sup>233</sup>、そういった核分裂を起こし得る可能性のある核燃料物質が対象になつております。あるいは意味からはプルトニウムだけが対象になつてゐるわけではないということは明らかでございま

す。

それから、核物質防護について適切に対応していくということは、先ほどから申し上げておりましたとおり、やはり原子力先進国たる我が国の国際的な責務であるということでございまして、今回法改正は、こうした状況を踏まえまして、我が国といたしましてこの条約への加入に当たり、核物質防護というものに取り組む我が国の政策意図、そういったものを内外に明らかにして、我が国の原子力活動への国際的な信頼性の一層の高揚に努めるというものが目的でございます。先生の御指摘にありますように、プルトニウムの利用を推進するためということでは決してございません。

○小澤(克)委員 今回の核防護条約も、確かにおつしゃつたとおりプルトニウムだけを対象としておりませんし、やや不明確なところがあるわけでございませんし、しかし第七条の处罚等を見ますと、

危険なものばらくまくぞといふような犯罪類型を禁じよう、核ジャックあるいはそれに基づく核

テロを禁じようといふものだらう、それが本質

だらうと思うわけでございます。そうすると、そ

れに一番適したといふと、そのような犯罪の

されども、やはりこれは核物質を用いて爆発させるぞとか、

は自前のエネルギーになり得るもの、そういう意味で対外依存度の低減というメリットもあるわけ

でございます。そういった観点から、日本としてはやはりプルトニウムを大いに利用してまいりたいという考え方を持つておるわけでございま

す。

そういう意味で、日本といたしましては、まず軽水炉で使った燃料は再処理しよう。再処理をして、そこからプルトニウムないしはウランが取り出されるわけでございまして、そういうものをさ

らに再利用していくということを進めているわ

けでございます。そのために動燃事業団で再処理工場を運転している。さらに、今後青森県の方で

商業用の再処理工場を運営する。またその一部

については英仏へ再処理をお願いしておる。こう

いうような形をとつてゐるわけでございま

す。そのため、先生御案内とおり、現在茨城

県で「常陽」という実験炉が動いていろいろと研

究を進めているわけでございます。そういった成

果を踏まえまして、原型炉の「もんじゅ」を現在

福井県で建設をしておるという段階になつておる

わけでございます。それからあと、新型転換炉と

いうものが日本独自のアイデアで開発されてござ

いまして、これが現在福井県で原型炉が運転され

ておる。その成果を引き継ぎまして、電源開発株

式会社が青森県においてそのさらにステップアップ

したATRの実証炉をつくる、こういう計画

になつておるわけでございます。それからもう一

つは、このプルトニウムを有効に活用するため

に、さらにまたプルトニウムの利用技術というも

のを確立することも必要でございますので、今

後軽水炉でもプルトニウムを燃やしていくこうとい

う意味で、やはりウランについても有効利用を図

る必要があるということが一つ。それから同時に、プルトニウムというのは原子炉で燃やした後

常に少ない、こういう現状がございます。そういう

意味で、やはりウランについても有効利用を図

る必要があるということが一つ。それから同時に、プルトニウムの利用技術というも

のを確立することも必要でございますので、今

後軽水炉でもプルトニウムを燃やしていくこうとい

う意味で、やはりウランについても有効利用を図

る必要があるということが一つ。それから同時に、プルト

一番トップを走っていたかと思うのですけれども、スーパー・フェニックス、これが故障を起こして全然とまつたまである。金属ナトリウムが漏れてしまふという大変重大な事故を起こして、めどが立っていない。そして新聞報道によりますと、昨年の十一月二十六日に各紙が報道しているのですが、フランスはどう次の計画であったのですから、スーパー・フェニックスⅡについて開発断念、こう報道されているわけですね。そういたしますと、何で今急いで再処理を行い、プルトニウムを抽出しなければならぬのか、そしてそのための法的整備までしなければならないのか、全く理解に苦しむわけでございますが、この点についてはいかがでしょうか。

高速増殖炉に関して申し上げますと「常陽」が動いてございまして、ここでいろいろ実験的なデータを取得しておる。それからさらに高速原型炉「もんじゅ」を建設中でございます。それで、その後実証炉をつくり、私どもの今の計画では、原子力委員会の計画にありますけれども、大体二〇〇〇年から三〇〇年ごろ、少し長期でございますけれども、そのころまでにちゃんととした、実用的にかつまたコマーシャルベースでも現在の軽水炉に対抗できるような炉をつくっていこうというような計画で、着実に進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○小澤(克)委員 諸外国の状況についてはどのような御認識ですか。

○松井政府委員 諸外国の状況をちょっと簡単に御説明させていただきますと、まずアメリカでございます。アメリカは高速増殖炉の開発については世界でも最も早く着手いたしまして、「EBR-I」、それから「EBR-II」が大分前にできております。それからエンリコ・フェルミ炉というのもございま

した。これはまだ実験炉でござりますけれども、そういうものを建設しまして、広範囲な基礎的研究の開発というものを進めてきました。またもう一つは、いわゆる材料、燃料の照射試験と申しますが、FFTと言つておりますけれども、それも持っております。これは昭和五十五年に臨界して、その後順調にFFTに関しては試験を続けておるというふうに聞いております。なお、先生御指摘のクリンチリバー、これは電気出力三十八万キロという計画でございました。これにつきましては、おっしゃるとおりカーター前政権の核不拡散政策、あるいは国内のエネルギー資源が豊富である等々の理由だと思ひますけれども、昭和五十八年でございますが、その建設計画が中止されしております。しかば現在全くやつてないかといふと、そうではございませんでして、小型の原子炉を数個組み合わせるといふいわゆるモジュラータイプと言つておりますけれども、そういう設計を考えておりますが、燃料としても従来の燃料とかわりました金属燃料、そういう革新的なアイデアでござりますけれども、そういうことを取り入れることによつていい炉ができるのではないかという研究を進めていると承知しております。

クスをつくるときだ、これはミーロン・パ各の連合でつくつておりまして、そのときに、スーパーフェニックスの次にはドイツのSNR-2にしようと、話もございまして、その辺の話もございまして、現在いろいろとまだ交渉があるというようにも聞いております。一方、独自にヨーロッパ連合で新しい経済性の向上をねらった高速増殖炉の設計をしようという動きもあるというふうに聞いております。

なお、御指摘にはございませんが、ソ連でも同じような研究がなされておりまして、実験炉BOR-60というのが、これは昭和四十四年でございますけれども臨界に達して、これは海水脱塩も目的とした炉でございます。失礼しました。海水脱塩はBN-300というものでございます。それからさらにその上の原型炉BN-600、これは電気出力が六十万キロワットでございますけれども、これが昭和五十五年に臨界に達しております。それに続く大型炉として、実証炉のBN-800、電気出力八十万キロワットが着工したというふうに伝えられております。

そういうような世界の開発状況というふうに承知してござります。

○小澤(克)委員 アメリカにつきましては、モジール炉というのはまだ概念設計の段階で、海のものとも山のものともですし、ソ連についてはお国柄もあって私どもも余り情報がありませんけれども、このヨーロッパの計画については、これはもう完全に、五年間凍結というようにも言われておりますけれども、要するにスーパー・フェニックスⅡについてはじめどが立たないということで、フランス政府が白紙撤回という状況にあるわけですね。また御承知のとおり、イタリアの国民投票で外国との原子力の協力開発も事実上禁じられるということになりましたので、このスーパー・フェニックスⅡについてはイタリアの参加はもうあり得ない。そういう状況にあって、高速増殖炉というのは全くめどが立っていないわけです。

その中で、どうして再処理を進めなければなら

ないのかなどということについては、産業界からも非常に疑問が出ているわけですね。これは前にも当委員会で私指摘しましたから繰り返し述べませんけれども、雑誌「エネルギー・フォーラム」の一九八六年一月号に電力中の研究の研究者が、何が何でも再処理をやるというの意味がないではないか、「使用済み燃料からウランとプルトニウムを回収して再利用することは、現在の条件下では経済的魅力がないのであるから、本格的な再処理によるプルトニウムの大量回収は、その利用技術の開発レベルを見極めて慎重に計画せねばならない」なぜ再処理を行うのかという基本に立ち返って見直す必要があるというようなことを言っております。それから、ほかならぬ前の科学技術庁の中村守孝原子力局長さんが、「ウラン需給状況やプルトニウム利用の経済性等を考えるならば、使用済み燃料をやみくもに再処理してしまうというのも如何なものか」、これは同じく「エネルギー・フォーラム」の八五年十一月号にそういうことを書いている。

したがいまして、このプルトニウムについてではなく疑問が大きい。このための法的整備を今急いでしなければならない理由は全くないのでないかということを指摘いたしまして、時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。大臣に御質問する予定だったのですが、時間切れになりましたて大変申しわけありません。

それから、一つこれはお願いがあるわけでござりますが、他の委員の質疑を通じまして、あるいはその要求によりまして、今回の法案にかかる政令、総理府令等についての内容の予定が提出されております。今回の法案はほとんど政令に白紙委任するというような内容になつておりまして、これは国会の立法権に対する重大な疑義があろうかと思いますので、その点も含めて考慮して、このせつから提出していただきました「政令及び総理府令について」と題する書面を何らかの形で記録に残していただく、議事録に添付していただくこというようなことのお取り扱いを委員長を初め理事

さん方にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大坪委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後二時四分開議 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大坪委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

質疑を行なうに申上げます。

○野坂委員 原子炉の規制に関する法律の一部改正についての質疑を行なうに申上げます。

提案理由の説明の中で、先ほども同僚議員が質疑をいたしましたように、核防衛条約への加入に当たつてというような点についても触れたわけあります。まず、「官民挙げて原子力の開発利用を推進してきた結果」、「核燃料サイクル事業の本格化の時代」などいうふうに規定されておるわけであります。この中で二ページに、「我が国においては、核物質の防護に関し、昭和五十六年に原子力委員会が行なった決定の内容を踏まえ」、これは石塚さんが特に強調してお話しになりましたが、「既に国際水準を満たす核物質防護措置が講じられておりました」と明快に述べられております。したがつて、今の核物質防護措置がそのまま法律として条文にうたわれたものだ、それ以外のものはない、より以上なものはないが、水準以上のものなのでこれを法制化したにすぎない、こういうふうに考えてよろしいわけでしょうか。

○石塚政府委員 現在我が国において実施されております核物質防護の水準は、昭和五十六年に原子力委員会が策定をいたしました我が国における核物質防護のための指針を満たしている、しかもその原子力委員会がつくりました指針は、国際原子力機関が昭和五十年に作成した国際的な指針を踏まえたものである、そういう趣旨で国際的な水準に達しているというふうに申し上げたわけでござりますが、現在の我が国の水準は、講じられている防護措置という面からは、その水準に達して

いるというのが私どもの認識でございます。

ただ、今回改正法案の中に盛り込まれております

す条項のうち、核物質防護のためにるべき措置

は、まさに現状において既に実施されております

そのものをおおよそ規定するということになります。されども、核物質防護規定につきましては、現在の保安規定といふものの中から分離独立させる

という性格なものでございます。それから、新たに規定を設けます核物質防護の管理者、こうつ

た制度につきましては、現在保安のためにその責任を負つております主任、原子炉でございますと原子炉主任技術者、あるいは核燃料取扱事業所でございまして、核燃料取扱主任者といったような人たがその責任を持つておるわけでございましてが、そういった者の中から核物質防護についての責任を有する者を分離独立させる。そういう意味では新設ということに法律上はなるうかと思いましてが、規定について事業者が認可申請をしてまいりた際に、十分行政府において内容を審査いたしたいと考えております。

○野坂委員 十分であるかないかという判断の基準といふものがなければ判断ができませんね。勘ではできないわけです。その基準の中身は総理府令なり省令ということですが、この総理府令ではどこに書いてありますか。

○石塚政府委員 この防護規定についての定めがございますが、その前の方の段階で第十一条の三というものがございます。ここに「特定核燃料・物質の防護のために講ずべき措置等」というのがございまして、講すべき措置の基準がそれぞれの府令または省令で定められることになつてございまして、そういう省府令で定められます基準に従つて、十分であるかどうかということで審査をしてまいりますつもりでございます。

○野坂委員 そうすると、総理府令、通商産業省令、そういうものを出してもらわなければ、この基準についてはなかなか理解できませんね。通産省の方ではその省令はいつごろ出されますか。

○三角説明員 御説明申し上げます。先ほどおられた先生の御指摘でございますが、通産省といつしましては、当該主務省令につきまして、講すべき措置の基準がそれを府令または省令で定められることになつてございまして、繰り返しになって恐縮でございますけれども、基本的に専門部会の報告書等の中から御決議いただいておるわけでございますから、その要件といつたようなものを勘案して作業を進めてい

ころできるだけ作業努力はしますものの、その母集団となりますところは「使用中及び貯蔵中の核物質防護の要件」等で示されております各項目

といつたようなことがとりあえず考えられるわけでございます。そういうことで御理解いただきたい

ことがあります。その規定の内容といふのは一体どこにありますか。お尋ねの防護措置の省令でございますが、これ

ことにつきましては、具体的には五十五年の原子力委員会の核物質防護専門部会報告書に掲げられ

てございます「核物質防護の要件」といったよう

なことの中から検討を進めてまいりたいというふうに今現在では思つてございます。

○野坂委員 それは最近のうちにには出せないと

いう内容で、どこに書いてありますか。

○石塚政府委員 防護規定で定めます事項につきましては、本日午前の当委員会の理事会に御提出申し上げました今後政令あるいは府省令で決める

という、現在科学技術庁の中で検討を行つております素案といったものの事項について、その規定の中で将来定めていくことにならうかと思

います。それから、十分であるかどうかという点につきましては、核物質を取り扱います施設は大きなところもありますし、小さなところもございます。したがいまして、規定について事業者が認可申請をしてまいりた際に、十分行政府において内容を審査いたしたいと考えております。

○野坂委員 いかがであります。その前の方の段階で第十一条の三というものがございます。ここに「特定核燃料・物質の防護のために講ずべき措置等」というのがございまして、講すべき措置の基準がそれを府令または省令で定められることになつてございまして、繰り返しになって恐縮でございますけれども、基本的に専門部会の報告書等の中から御決議いただいておるわけでございますから、その要件といつたようなものを勘案して作業を進めてい

ころできるだけ作業努力はしますものの、その母集団となりますところは「使用中及び貯蔵中の核物質防護の要件」等で示されております各項目

といつたようなことがとりあえず考えられるわけ

でございます。そういうことで御理解いただきたい

ことがあります。その規定の内容といふのは一体どこにありますか。お尋ねの防護措置の省令でございますが、これ

ことにつきましては、具体的には五十五年の原子

力委員会の核物質防護専門部会報告書に掲げられ

てございます「核物質防護の要件」といったよう

事業者がとるべき措置の要件といったものを踏まえまして、そういったものが政令あるいは府令で整備されていくものであるというふうに私どもは理解をいたしております。それから、実際に省府令にそういうものを制定してまいります場合には、原子力委員会にそういう内容について御報告申し上げ、御審議も得るということになつておられます。

○野坂委員 運輸省も今度の核防条約に基づいて輸送するわけであります。したがつて、運輸省令もこれによつていかなければならぬし、七十二条の二では、内閣総理大臣、国家公安委員会、通産大臣及び運輸大臣は協力をしなければならぬということも明確になつておるわけですから、その省令は当然出してもらわなければ本当の意味の慎重審議ができるないというふうに考へるわけあります。我々が審議中に提案をしてもらわなければならぬ。一応その中身の要綱だけでも説明がなければ、この法律は読んでわけがわからぬというふうに考へますので、お出しいただけますか。

○山本説明員 お答えいたします。

私ども、この法案の五十九条の二に関連いたしまして、運輸省令で技術上の基準を定める必要がござりますが、これにつきましてあらかじめここで簡単に内容を御紹介させていただきますと、「輸送中の核物質防護の要件」のうち、陸上輸送にかかるものを定める予定でございます。

こういった要綱を提出することについては検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

そこで長官にお尋ねをしたい。この法律文を読んでまいりますと、すべて府令なり省令なり政令づいて、その中から抽出をして検討して提案をしたい。こういうふうな状況です。

○野坂委員 原子力委員会の専門部会の報告に基づいて、その中から抽出をして検討して提案をしたい。こういうふうな状況です。

○野坂委員 運輸省も今度の核防条約に基づいて輸送するわけであります。したがつて、運輸省令もこれによつていかなければならぬし、七十二条の二では、内閣総理大臣、国家公安委員会、通産大臣及び運輸大臣は協力をしなければならぬということも明確になつておるわけですから、その省令は当然出してもらわなければ本当の意味の慎重審議ができるないというふうに考へるわけあります。我々が審議中に提案をしてもらわなければならぬ。一応その中身の要綱だけでも説明がなければ、この法律は読んでわけがわからぬというふうに考へますので、お出しいただけますか。

○山本説明員 お答えいたします。

私ども、この法案の五十九条の二に関連いたしまして、運輸省令で技術上の基準を定める必要がござりますが、これにつきましてあらかじめここで簡単に内容を御紹介させていただきますと、「輸送中の核物質防護の要件」のうち、陸上輸送にかかるものを定める予定でございます。

こういった要綱を提出することについては検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

そこで長官にお尋ねをしたい。この法律文を読んでまいりますと、すべて府令なり省令なり政令づいて、その中から抽出をして検討して提案をしたい。こういうふうな状況です。

○野坂委員 原子力委員会の専門部会の報告に基づいて、その中から抽出をして検討して提案をしたい。こういうふうな状況です。

○大坪委員長 要望は理事会で検討させていただきます。

○野坂委員 それでは十二条の三、これについて

なり規定なりに基づいて行われるということになります。我々としては法案だけをありますし、国民も強い関心を持つておるところでありますから、これらの省令、政令等がこの委員会の議論の対象になるよう提案してもらわなければ審議が進まない、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○石塚政府委員 ただいま御指摘の政令及び府令、省令で定めます内容につきましては、科学技術庁につきましては日本理事会に御提出申上げたとおりでございますし、その内容については五年の原子力委員会核物質防護専門部会の定めた要件、そいつたものを織り込んでいくということでおこないます。その御説明申し上げておりますとおり、昭和五十五年の御説明申し上げておりますとおり、昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部会の定めた要件、そいつたものを織り込んでいくということでおこないます。その御説明申し上げておりますとおり、昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部会の定めた要件、そいつたものを織り込んでいくといふことになりますので、その資料も添付してございますので、御検討賜りたいと思います。

○野坂委員 石塚さん 私が言つておるのは、総理府令は出ました、あなたのところの科学技術庁としては総理府の関係、主務官庁としてはこれであります。しかし、理事会等で議論があつたように、通産省は通産省、運輸省は運輸省、これは縦割り行政だ。しかし、この法案を通すためにはそういうところの要求事項については積極的に努力して、それに対応して万全の審議の対象というものをつくり上げておかなければならぬ、これが主務官庁としての任務だろう、こういうふうに思つておられるわけです。

したがつて、委員長に申し上げておきますが、

○野坂委員 お答えいたします。

私ども、この法案の五十九条の二に関連いたしまして、運輸省令で技術上の基準を定める必要がござりますが、これにつきましてあらかじめここで簡単に内容を御紹介させていただきますと、「輸送中の核物質防護の要件」のうち、陸上輸送にかかるものを定める予定でございます。

こういった要綱を提出することについては検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

そこで長官にお尋ねをしたい。この法律文を読んでまいりますと、すべて府令なり省令なり政令づいて、その中から抽出をして検討して提案をしたい。こういうふうな状況です。

○野坂委員 原子力委員会の専門部会の報告に基づいて、その中から抽出をして検討して提案をしたい。こういうふうな状況です。

○大坪委員長 要望は理事会で検討させていただきます。

○野坂委員 それでは十二条の三、これについて

なり規定なりに基づいて行われるということになります。我々としては法案だけをありますし、国民も強い関心を持つておるところでありますから、これらの省令、政令等がこの委員会の議論の対象になるよう提案してもらわなければ審議が進まない、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○石塚政府委員 一般的には、核燃料物質の取り扱いに対する知識を有し、また、核燃料物質が貯蔵されております施設、そいつたものについての知識を有する者といたします。それは各施設によって必要となる知識は違つてくるであろうと思ひますので、管理者に要求されます知識というのは、各事業所に一人というごとでございますれば、各事業所の規模とか各事業所の性格によって変わつくると思ひますけれども、一般的に申し上げましてそういうことであらうかと思ひます。

なお、管理者のために特別の試験とかそういうものを行つておなじみません。

○野坂委員 その知識を有する者を任命をすると、これは、基準その他は別段なくて、主務官庁である科学技術庁が指名する、内容的には、形式的には総理大臣が指名する、こういうことになるわけですか。

○石塚政府委員 基準が一応府令で定められる、あるいは省令で定められることになりますから、それに従つて事業者が任命し、それを届け出るということになります。

それで、一番初めに石塚さんからお話をあつたのですけれども、国際水準にはもう達しておる、したがつて、現状そのままの認識で来て法案としてありますし、國民も強い関心を持つておるところでありますから、これらの中の省令、政令等がこの知識を有する者である」ということが書いてありますね。一定の知識というのは具体的に言つて、國民にわかりやすく説明すると一体どういうことになりますか。

○石塚政府委員 一般的には、核燃料物質の取り扱いに対する知識を有し、また、核燃料物質が貯蔵されております施設、そいつたものについての知識を有する者といたします。それは各施設によって必要となる知識は違つてくるであろうと思ひますので、管理者に要求されます知識というのは、各事業所に一人というごとでございますれば、各事業所の規模とか各事業所の性格によって変わつくると思ひますけれども、一般的に申し上げましてそういうことであらうかと思ひます。

それで、一番初めに石塚さんからお話をあつたのですけれども、国際水準にはもう達しておる、したがつて、現状そのままの認識で来て法案としてありますし、國民も強い関心を持つておるところでありますから、これらの中の省令、政令等がこの知識を有する者である」ということが書いてありますね。一定の知識というのは具体的に言つて、國民にわかりやすく説明すると一体どういうことになりますか。

○石塚政府委員 まず、この管理者がそれではどういった権限あるのは職務内容を持つものであるかということについて御説明申し上げたいと思いますけれども、事業者が行つべき核物質防護のための業務は大変広範多岐にわたっております。そして、その実効性を確保するためには、核物質防護のための権限、それからその責任を一元的に有する者、そういう人による統一的な管理のものとで、組織的、効率的に業務が行われるよう措置することが重要であるかと存ずる次第でございます。また、昭和五十五年の原子力委員会専門部会報告書におきましても、事業者による核物質防護のための組織体制の整備というものの重要性が指摘されておりまして、核物質防護管理者は同組織体制のかなめとなるものでございます。

核物質防護管理者が行つ具体的な業務といたしましては、核物質防護規定の制定とか変更の立

〔委員長退席、榎本委員長代理着席〕

ることとなります防護措置に関する業務、こういったものが関係法令及び核物質防護規定に準拠したことにして限定されるものでございますし、その核員等に対しても必要な指示を行うことで、その業務範囲が非常に限定されたものでござります。

○野坂委員 研究者ですね、これから防護管理責任者等がその義務履行というか、そういう意味で自分の目で見て一つ一つ研究開発をやる。これら自主的に開発をするという姿勢で臨まれるわけですが、今原研の中等でも、日中は与えられた任務をやれ、そういう研究があれば家で帰つてやれといふようなことがあって、むしろ研究開発に支障があるのでないか。また、防護管理責任者ができて今よりも厳しい、と言いましたように万全の体制をしくと書いてありますから、そういう意味で今まで以上に厳しさを増していくのではないかということを心配しておりますが、そういうことはありませんか。どうです。

○石塚政府委員 核物質防護というものに名をかりて人の管理を強化するのではないかという御懸念、御指摘かと思ひますけれども、この核物質防護措置は昭和五十五年の専門部会の報告、五十六年の原子力委員会決定にもござりますとおり、盜取等によつて不法に核燃料物質が移転され、あるいはそいつたものが核分裂反応を起こさせる懸念がある、また原子力施設及び核物質の輸送に対する妨害行為等が行われた場合には結果として公衆に対する放射線障害といったものを起こす懸念がある、そういうことが現実のものとならないよう対策を講ずるというのが、この核物質防護の目的であるわけでございます。

そこで、核物質についての盗取等による不法な移転が行われないような措置及び盗取等の前提となるような妨害、破壊行為、こういふものを防止するためのものでございます。したがいまして、核物質防護措置というものは、基本的には核物質を

盗取するといった不法な行為から守る、そういうことにして限定されるものでございますし、その核物質防護措置というものは、英語ではフィジカルプロテクションと呼んでおりますが、文字どおり物理的な防護ということでございまして、ハード面の措置というものが基本的な目的でございます。これをより万全なものとするために、人の出入り管理等をあわせて行うということでございまして、ハード面の管理そのものを主たる目的とするものではないという性格というふうに御理解いただきたいと思います。

〔榎本委員長代理退席、委員長着席〕

○野坂委員 人の管理ではなく核物質の防護の私たちは見ましたけれども、あれは人がいらっしゃるところにはいらっしゃるけれども、人がいないところにはおりませんね。それから、ここ勤務時間というのは何時から何時までなのか、ちょっとお伺いをしたい。

○石塚政府委員 普通、警備員は職員の場合もござりますし委託される場合もございますが、警備員は、やはり時間によって十分な警備をする度合が違つてくるだらうと思います。それは、核物質といつもののがどのように取り扱われているか、あるいは監視、そういうもの、人間だけではなくてテレビカメラでございますとかいろんなハード面での対策も講じられるわけでございますから、昼と夜あるいは休日、そういうたよな各時間帯に応じて適切な措置が講じられているだらうに私は理解しておるわけでございまして、決して夜中とか土曜、日曜は何も警備がないということではなかろうと思います。

○野坂委員 石塚さん、見ておられぬでしよう。なかろうと思います、でしょ。ないんですね。

○野坂委員 正門前といふのは我々も承知をしておりますが、中のそれぞれの警備、日曜日等の巡回ということについては若干の疑問がありますから、さらに検討していただきたいと思います。私たち調べてみます。

それから、条約もあります、この法案にもございますが、信頼性の確認された者、信頼ある人物でなければ出入りができるまい、こういうことでありますけれども、その基準並びに方法、どういうふうにして信頼性を確認するものであるかといふことを大体お話しをいただきたい。

○石塚政府委員 昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部会報告書の中にございます「事業者等の措置すべき核物質防護の要件」におきましては、核物質防護のための出入り管理に関するものとして、臨時に当該区域の出入りを行う者は、事前に信頼性の確認の上許可を与えた者、そい

等は一体どこに警備員が巡回しておられますか。ちょっとお話をいただきたい。

○松井政府委員 先生に御観察いただきました原

ら。したがつて、核物質を奪取するとか強奪するというのは、人がおるときではなしに、人がおらないときには来るのが普通ではないかと私は思うのです。強盗でも家に泥棒に入るのに、人が山ほどおるときに入る、それでは何も強奪はできない。みんなが留守のころ、あるいは寝静まつたころフェンスを乗り越えてやつてくるかもしれない。いろいろなことをやっておる、そのときはちゃんと閉まつておるからいい。職員というたぐさん信頼の置ける人たちがおる間はちゃんと警備員がおるけれども、夜中は全然空っぽだ、土曜、日曜はお休みだ、こういうのは核物質防護というのとちょっとロジックが合わぬようだ、合理性がないように私は思うのですが、その辺はいかがですか。人ではなしに物を管理するんだ、こうおっしゃったのですが、現実は人を管理しておるのじゃないのか、こういうことなんですね。

○石塚政府委員 夜中でございますとか土曜、日曜は全く何もしてないということではなかろうと思います。それぞの時間帯に適した巡視あるいは監視、そういったもの、人間だけではなくて

テレビカメラでございますとかいろんなハード面の対策も講じられるわけでござりますから、昼と夜あるいは休日、そういうたよな各時間帯に応じて適切な措置が講じられているだらうに私は理解しておるわけでございまして、決して夜中とか土曜、日曜は何も警備がないということではなかろうと思います。

○野坂委員 石塚さん、見ておられぬでしよう。たつてしようがないでしょ。事前に予防措置をつづかまえる、これだつたら本当の意味の核物質

たものについての確認でございます。したがいまして、通常の事業活動を遂行するに必要な限度、すなわち核物質の取り扱い等特定の活動を行なうことについて当該者が認められているかどうかの確認が行われれば、それで足りるというふうに考えております。

すが、今度の防護措置の規定なりあるいは管理責任者ができることによって、これは危険である。これは問題であるというようなことがその人自体の考え方によって判断される場合があるではないか。

などどこにそ  
にはどちらな  
れば従業員あ  
者、それぞれ  
あるいはトイ  
ことがあれば  
についての信  
あつたとおり  
ちんとするた  
というような  
らしいですか

いし、事前にやるというような場合だけはそれを提起すればいいわけですか。例のいは学者・研究者・大学の研究者がどうも基本的人権に影響がある、これまでについていかれるというような、なかなか容易じゃないということは、頼性の問題も今石塚さんからお話をうながしますから、それらについてきめには、過剰防護ではありませんか。意見については今度はどこに言つた

こういうふうに思います。我が党はいろいろと協議をいたしまして、石橋忠雄さんと高木仁三郎さん、この二人を参考人として要求をしておくということを委員長に申し上げておきますので、善処してもらいたい、こういうふうに思うわけであります。

以上申し上げまして私の質問を終わりますが、御答弁をいただいて終りたい、こういうふうに思います。

○石垣政府委員 資料の提出の御要望につきましても、ちよつと一言申し上げたいと思いますが、

その前に長官にお伺いいたしますけれども、核物質の防護条約に既に二十二カ国が加盟しております。我が國は今日まで加入しなかつたわけでございまして、対応が非常に遅いのではないかといふ声がござります。政府の一省厅として長官の御所見をまず伺いたいと思ひます。

○伊藤国務大臣 先ほど来御質問いただいた先生方にも政府委員から御説明申し上げておりますとおり、これに対応する国内の諸般の問題についていろいろ慎重に準備をする必要がございまして、

（参考）物質的方策（労働組合との関係）  
かかるからして、この職員が労働組合員ですが、それらのところの職員及び警備員も職員ですが、それらについては労働三権というものは認める、こういうふうに考えていいわけですね。

過剰に管理するといつもうなことがあるのではなく、いかという御懸念かと思ひますけれども、こういった防護措置につきましては、私ども監督官庁の指導のもとになされておるということからいたし

すので、しかもその内容は条約で決められておりま  
す定義。そういうものを引いてまいりますの  
で、恐らく将来、けさ私どもが御提出申し上げ  
した政令の内容が大きく変わらるようなことはない

○春田委員 さて、この日米の新原子力協力協定  
れましたけれども、それは他意はない、ません  
で、慎重を期したいということございましたの  
で、御理解をいただきたいと思います。

についての御質問でござりますけれども、繰り返し申し上げるようでございますが、今回の法改正では、核物質の防護に関する条約への加入に当たりまして、核物質防護に取り組む我が国の意図、そういうものの内外に明らかにし、一層万全な核

○野坂委員 機ら防護措置を過剰に措置しても過剰と言われるほどのことはないだろう、できるだけ少ないのではないかというふうに思う次第でござります。

と思ひます。それから、省令あるいは府令につきましても、原子力委員会が定めております事業者管が守るべき要件、そういうものを統一的に各所管の省庁において省令あるいは府令に取り込んでいくということをご存じますので、横並びといふべきで、たとへば、一つあるところから

でございますが、日本側の思惑と違いまして非常にスムーズに進んでないようござります。米国議会では個別同意方式から包括同意方式には反対の議員が非常に多いと聞いてるわけでござますが、その動向につきまして簡単に御説明いただきたいと思います。

その辺が非常にあいまいに感ずるわけですが、その辺をもう一度お答えをいただきたいと思います。

○大坪委員長 野坂君御提案の参考人の件につきましては、後刻理事会で協議をいたします。

○野坂委員 これで質問を終わりますが、今お詫び申上げておきます。

○松井政府委員　この新しい日米原子力協定につきましては、まだおどもお話をうながすことはございません。これはアメリカにおいては、アメリカの議会に昨年の十一月九日に提出されてござります。それでアメリカの場合には、この原子力協定につき

これは先ほども申し上げますとおりハート面の措置が基本でございまして、これを補完してあるはより万全なものにするために出入り管理等を行なうということをございまして、人の管理を主たる目的とするものではございませんし、いわんや労働

ませんが、今のお話をすこと聞いておりまして、も、同僚議員の質問の中でも、府令なり省令なりあるいは規定なり、そういうものがすべてであつて、それがなければこの法案というものの全面的な内容は明らかにならないということだけははつ

があつたように、通産省令あるいは運輸省令は原子力委員会の範疇に出ないものであろう、横並びであるというふうなお話であります。科学技術庁はそういう見解でありましようが、それぞれの各省においてはいわゆる縦系列であるわけですから、その範囲内ではより簡単に要請、骨子としまして

ましては、九十日の会期が過ぎて特にその問題存  
がなければ成立する。こういう仕組みであります  
て、多分ことしの四月のおしまいころにはその九  
十日が過ぎる。こういうふうに思っているわけで  
ございます。それで、特に昨年提出されてからす

組合運動というものに影響を与えるというもので、野坂委員防護措置でいろいろなことを規定する政令に基づいてやられるわけだろうと思うのです。別にどこで一揆的に見ても剥削方策などこゝへやうもないというふうに理解をいたしております。

きりしたわけです。したがって、これについては先ほども委員長に要求しましたように、その要綱を至急に委員会に提起していただきたいということが一点と、さらにこれから原子力の時代に入ってくる。そういうブルトニウム社会になる

うものは出し得るというふうに考えておりますので、それが審議の対象にならなければ審議は進みません。そういう意味でお出しをいたぐるようになります。強く委員長に要望をして、これで私の質疑を終ります。いいですね。

くてござりますけれども、いろいろと米国の議会の中では議論が沸騰したように承知しております。

に思う場合もあるうかと思いますね。そういう場合は一体どこに言つていつたらいいわけですか。裁判所ということになれば、事件が起きてからで

ということについては、多くの国民が懸念と関心を持つておるわけです。したがつて、私どもは参考人をこの委員会に招致をして意見も聞きたい、

○大坪委員長 春田重昭君。  
○春田委員 何点か質問をいたしますが、まず日米の新原子力協力協定の問題についてお伺いいた

しい協定の包括事前同意方式は、アメリカの国内法に核不拡散法というのがございますが、その核不拡散法の要件を満たしていないのではないか、

します

一  
六

つまり米国の国内法違反ではないか、こういう議論が一つ大きな意見としてございました。

それからもう一つは、今度はそのブロードニウムを日本が例えればフランスあるいはイギリスから輸送てくる場合に、航空輸送の場合には包括事前同意方式の中に入っているわけでござりますけれども、その航空輸送の安全性の問題についての懸念というのですか、そういうものがありまして、大きく言いましてその二つが大きな反対ないしは懸念、そういう動きであったように承知しております。

ブロードニウムの航空輸送の方につきましては、比較的早い動きといたしましては、アラスカ州選出のマコウスキーサンという上院議員でござりますけれども、現在アメリカにブロードニウムの輸送をするための容器の基準がございまして、これはNURREGO三六〇と言つておりますけれども、それだけではなくてそれに少し追加して幾つかのテストをやるべきではないか、こういった趣旨のマコウスキーカー法案が出されまして、それが昨年の十二月二十二日でございますが成立しております。それからもう一つの核不拡散法の要件を満たしていないのではないかという問題につきましては、まず十二月十七日でござりますけれども、上院の外交委員会におきまして大統領に対しまして、これはアメリカの国内法の要件を満たしていないと判断するという書簡を送付しているとか、あるいは下院の外交委員会の有志もそういった趣旨の書簡を大統領に送付しているとか、それからさらにことになりましてからは、上院のペード院内総務とドール院内総務、民主、共和両院の院内総務がこの協定は不承認しようという決議案を出したとか、そういうような動きがございました。そのほか幾つかのそういった同趣旨の動きもござります。

ただ、それに対しまして行政府としては、その辺をよく理解してもららうべく、まず一月二十九日

にレーガン大統領から、新協定は米国の核不拡散法の要件を満たしているということの詳細な説明を出ししまして、書簡を発出しております。それが

府部内でもいろいろ意見がある、国防省は反対ではないか、そういうような意見もあったのでございまして、それに対しカーラー・チ国防長官

トする、支持するのだとか、することも出してござります。そういういろいろな動きがございまして、最終的には、三月二十一日でござりますけれども、これはサボー

も、先ほど申しましたこの協定を承認しないといふ決議案、その採決が行われました。これは上院でございまして、その協定不承認決議案が賛成三十、反対五十三で否決された。こういうふうにございまして、私どもとしてもかなりの圧倒的投票差でございまして、私が國のそのときのブロードニウムを使申しますか、そこが一つの大きな問題になるわけでございまして、私どもで今ブロードニウムを使つておりますのは動燃の「常陽」「あげん」それから「もんじゅ」この三つが主たるものである。もちろんそれ以外に非常に数量の小さい研究開発用のものがありますが、大きなものはそういふたところでございます。それからさらにもう一九九〇年代でござりますけれども、そこに入りますと「あげん」に続くATRの実証炉、それからFBR実証炉、それから軽水炉でのブロードニウム利用、そういうものが本格化するということで、需要がふえてくるというふうになるわけでござります。

一方、我が国の方でもブロードニウムは動燃の再処理工場でできております。そういうものもござります。その辺を総合的に勘査しますと、一九九〇年代前半になりますと、国内で回収されるブロードニウムだけでは不足するというような事態になると、その時期に海外から輸送を開始したいといふふうに考えております。したがいまして、そのような見通しで、一九九〇年代のなるべく早い時期の方が望ましいわけでござりますけれども、その時期に海外から輸送を開始したいといふふうに考えておる。これは需要の方の要件からする。」そのように書いてござります。ここに申します国内法上の手続といたしましては、米国に

あります。

第一項に効力に関する手續が書かれています。この公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。」そのように書いてござります。ここに申します

ところには、「この協定は、両当事国政府が、ここで、そこには「この協定は、両当事国政府が、こ

の協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手續を完了した旨を相互に通告する外交上院の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。」そのように書いてござります。ここに申します

ところには、「この協定は、両当事国政府が、こ

の協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手續を完了した旨を相互に通告する外交上院の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。」そのように書いてござります。ここに申します

ところでは、ウラン濃縮は米国と並んでフランスでも行つてゐるわけでござりますが、この輸送は海上輸送で現在行つております。将来ブロードニウムの空輸が行われた場合、濃縮ウランの輸送はどうお考えですか。

○松井政府委員 我々日本で使いますウランは、先生御案内のとおり、アメリカあるいはフランスで濃縮してもらうという格好で今出でてきているわけでござりますが、この海上輸送については、空輸、航空機による輸送が実現した段階ではどうお考えになりますか。

○春田委員 この新しい協定におきましては、航空輸送につきましては包括同意方式、海上

輸送については個別同意方式という併組みでできます。それで、その場合に協定附属書五であります。それで、その場合に協定附属書五であります。

もって一定の条件が航空輸送についてございまして、その条件の場合は航空輸送が可能になります。そういう意味合いで、私どもと

しては航空輸送が実現されるという段階になれば、まず航空輸送を行なうのが基本ではないだらうか、そういう条件の場合は航空輸送が可能になつてございます。そういう意味合いで、私どもと

しては航空輸送が実現されるという段階になれば、まず航空輸送を行なうのが基本ではないだらうか、そういう条件の場合は航空輸送が可能になつてございます。そういう意味合いで、私どもと

しては航空輸送が実現されるという段階になれば、まず航空輸送を行なうのが基本ではないだらうか、それを詰めなくちやいけない。

ただ、いずれにしろ私は航空の輸送が基本というふうには考えてございます。もちろんその場合に

は、船舶による輸送も排除されてないわけでござりますから、それは実施可能で、そういうオプションを持っておくことは必要かなというふうに今考へておる次第でございます。

○春田委員 航空輸送が実現されるまで海上輸送で行なう計画はありますか。

○松井政府委員 私どもとしては、現段階ではあります。それで、それは実施可能で、そういうオプションを持っておくことは必要かなというふうに今考へておる次第でございます。

○春田委員 ところでは、ウラン濃縮は米国と並んでフランスでも行つてゐるわけでござりますが、この輸送は海上輸送で現在行つております。将来ブロードニウムの空輸が行われた場合、濃縮ウランの輸送はどうお考えですか。

○松井政府委員 我々日本で使いますウランは、先生御案内のとおり、アメリカあるいはフランス

で濃縮してもらうという格好で今出でてきているわけでござりますが、この海上輸送については、空

輸送については、もちろん今日本も開発しております。もちろん今日本も開発しております。それで、今後日本独自でも生産できるというふうに持つておられますけれども、その場合には、いずれにしろ濃縮ウランにつ



○松井政府委員 先ほど私ども申しましたとおり、新しい飛行機は民間の航空会社が購入して、それをそのときだけリースで使わせていただきたいというふうに考えているわけです。その場合にも、当然のことながら民間の航空会社としては、ブルトニウムを輸送するときお借りする期間以外にはみずから商売としてできるわけでございますから、もちろんこれから先の話でござりますけれども、何とかそういう格好でやらせていただきたいといふうに考えております。

○春田委員 次にブルトニウムをおさめる容器の問題です。

先ほども松井局長からお話をあった、米国の基準でございますNUREG○三六〇より厳しい基準で今開発中である、こういうことでございますが、空輸が実現するまでにそういう容器の開発というものは可能なんですか。その点どうでしょか。

○松井政府委員 現在動燃事業団がブルトニウムの航空輸送の容器を開発しているわけでございまして、一昨年と昨年、NUREG○三六〇に合うようなテストを、これはアメリカでございますけれども、サンディア国立研究所において実施してござります。それで昨年、一九八七年の二回目のテストでは非常にいい成績が出ておりまして、そういう意味では、動燃事業団としてはこの容器の開発の見通しをほぼ得ているといふうに承知しております。

ただ、先生御指摘のとおり、マコウスキーカ法が成立をいたしました。それでマコウスキーカ法が新たな条件をオンしてござります。そのオンされている条件に今後アメリカ政府が、具体的に原子力規制委員会がどのような考え方でどういうふうに実際内づけして決めていくのかという問題がございまして、その辺がどうなるかはまだわからないうところがございますので、ちょっとその辺についての判断は差し控えさせていただきますけれども、少なくとも現行のNUREG○三六〇に関し

ては、ほほ満たし得るという容器の開発に、動燃事業団はかなりそういう意味では見通しが得られ、それをそのまま借りてお借りするわけですが、たといふうになつていても次第でございます。

○春田委員 次に、空輸による護衛の問題です。

○春田委員 次にブルトニウムをおさめる容器の問題です。

先ほども松井局長からお話をあった、米国の基準でございますNUREG○三六〇より厳しい基準で今開発中である、こういうことでございますが、空輸が実現するまでにそういう容器の開発というものは可能なんですか。その点どうでしょか。

○松井政府委員 現在動燃事業団がブルトニウムの航空輸送の容器を開発しているわけでございまして、一昨年と昨年、NUREG○三六〇に合うようなテストを、これはアメリカでございますけれども、サンディア国立研究所において実施してござります。それで昨年、一九八七年の二回目のテストでは非常にいい成績が出ておりまして、そういう意味では、動燃事業団としてはこの容器の開発の見通しをほぼ得ているといふうに承知しております。

ただ、先生御指摘のとおり、マコウスキーカ法が成立をいたしました。それでマコウスキーカ法が新たな条件をオンしてござります。そのオンされている条件に今後アメリカ政府が、具体的に原子力規制委員会がどのような考え方でどういうふうに実際内づけして決めていくのかという問題がございまして、その辺がどうなるかはまだわからないうところがございますので、ちょっとその辺についての判断は差し控えさせていただきますけれども、少なくとも現行のNUREG○三六〇に関し

白紙でございます。

それで、これにつきましては私ども科技庁とし

ては、留意事項と申しますか、ある程度の基準とい

うのがございます。例えば、恐らくそういう飛

行機であろうからある程度の長い三千メーター以

上の滑走路が欲しいとか、そういう飛行機を管制

する施設が十分備わっていることとか、あるいは割と広くて十分離隔できるとか、そういう留意事項は持つてござりますけれども、これは関係省

にござりますものですから、これからいろいろと相談して決めなくちゃいけないということがござります。そういう意味で、まだそういうことをしなくちやいけないもので、現在日本でどこにつくらるのかといふのは、白紙の状態といふうにお答えさせていただきたいと思います。

○春田委員 一説によりますと、青森県の三沢が有力な候補地と言われておりますけれども、地元では反対の声が非常に強いということをございます。科技局としてどう考えますか。

○春田委員 先ほど申しましたように、まだ飛行場をどこにするか白紙でございまして、新聞紙上等でもらよとお見受けしてございますけれども、私も決めておりません。白紙でございますもので、個々の具体的なところについての評価というのではなくて、個々の具体的なところについての評価といふことです。私は差し控えさせていただきたいと思います。

○春田委員 白紙の状態でございますが、地方自治体に打診していることはないのですか。

○春田委員 そういう段階にまで至つております。

○春田委員 警察の場合は、陸上輸送の場合、各警察の方へ若干お伺いしますけれども、要するに

空港からブルトニウムが東海村へ輸送される。こ

れは陸上輸送になるわけです。五十九年には海上輸送されまして、そして東京の港から東海村の方に陸上輸送の実績があります。どんな車両を使つたのか、警備体制は何名くらいで行つたのか、そ

の辺説明願いたいと思うのです。

○太田説明員 警察といしましては、核物質の防護の万全を期するため警戒警備を徹底しているところでありますけれども、本件輸送に関しましては、東京湾周辺で極左暴力集団の反対行動等が見られたために、東京湾お台場埠頭から茨城県東海村動燃事業所まで、総計約百四十二キロメートルの輸送路を警視庁、千葉県警察、茨城県警察において警察官千百人を動員して警戒警備、交通整理等を行つたところであります。

○春田委員 そこに動員された警察官は何名ぐら

いなんですか。

○太田説明員 警察の場合は、千葉県警察、茨城県警察において警察官千百人を動員して警戒警備、交通整理等を行つたところであります。

○春田委員 それと並んで、

警察の方へ若干お伺いしますけれども、要するに

空港からブルトニウムが東海村へ輸送される。こ

れは陸上輸送になるわけです。五十九年には海上輸送されまして、そして東京の港から東海村の方に陸上輸送の実績があります。どんな車両を使つたのか、警備体制は何名くらいで行つたのか、そ

の辺説明願いたいと思うのです。

○太田説明員 警察法の建前からは都道府県警察

が建前となつておりますけれども、それに要する調整は

でございます。

警察の方へ若干お伺いしますけれども、要するに空港からブルトニウムが東海村へ輸送される。これは陸上輸送になるわけです。五十九年には海上輸送されまして、そして東京の港から東海村の方に陸上輸送の実績があります。どんな車両を使つたのか、警備体制は何名くらいで行つたのか、そ

の辺説明願いたいと思うのです。

○太田説明員 警察といしましては、核物質の防護の万全を期するため警戒警備を徹底しているところでありますけれども、本件輸送に関しましては、東京湾周辺で極左暴力集団の反対行動等が見られたために、東京湾お台場埠頭から茨城県東

海村動燃事業所まで、総計約百四十二キロメートルの輸送路を警視庁、千葉県警察、茨城県

警察において警察官千百人を動員して警戒警備、交通整理等を行つたところであります。

○春田委員 そこに動員された警察官は何名ぐら

いなんですか。

○太田説明員 警察の場合は、千葉県警察、茨城県警察において警察官千百人を動員して警戒警備、交通整理等を行つたところであります。

○春田委員 それと並んで、

警察の方へ若干お伺いしますけれども、要するに

空港からブルトニウムが東海村へ輸送される。こ

れは陸上輸送になるわけです。五十九年には海上輸送されまして、そして東京の港から東海村の方に陸上輸送の実績があります。どんな車両を使つたのか、警備体制は何名くらいで行つたのか、そ

の辺説明願いたいと思うのです。

○太田説明員 警察法の建前からは都道府県警察

が建前となつておりますけれども、それに要する調整は

でございます。

○太田説明員 警察法の建前からは都道府県警察

が建前となつておりますけれども、それに要する調整は

警察署及びそれぞれの管区警察局が行いますので、今後ともその調整権を十分發揮して一貫性を保つてまいりたいと考えております。

○春田委員 一千余名の方が動員されたということでおざいますが、これは今後もこれぐらいの人數というものは必要なんでしょうか。國民から見たら異常というか異様に見えると思うのですね。原子力につきまして最近は非常に不安と不信というのを國民の間にも招いておりますので、それを増幅するんではなかろうかと思ひます、警備の人員というのはどうお考えになつておりますか。

○太田説明員 一千百名の人員が多いというお話をござりますけれども、先ほど申し上げましたところどこの経路は総計百四十二キロメートルであります、主として交差点等、あるいは台場付近における反対行動等、合わせて千百名ということでありまして、これは一つ一つの距離から見て決して多い数ではないと思つております。

○春田委員 輸送された車両はどんな車両を使つたのですか。

○松井政府委員 ちょっと今手元に資料がないのですが、記憶をたどりますと、普通の輸送車両と申しますかトラックと申しますが、そういうものを使つたというぐあいに記憶しております。

○春田委員 この陸上輸送の場合の責任は動燃事業団なんですか、それとも民間なのか、その点はつきりしてください。

○松井政府委員 その輸送につきましては動燃事業団の責任でございます。ただ、実際は動燃事業団が輸送業者に委託しまして、そこでやつたわけでござりますけれども、責任はどこかと言われた場合には、やはり動燃事業団ということにならうかと思います。

○春田委員 まだ何点か質問したいわけでございますが、ちょっと時間が迫つてしまりましたので、この問題についてはこれで終わりたいと思いま

ますが、いざれにいたしましても使用済み燃料の再処理につきましては、海外による再処理、東海村の再処理、そして将来は青森県の六ヶ所の再処理となります。いろいろな面で質問いたしましたけれども、まだ不安な面もあるわけでござります。原発の必要性ともあわせて、再処理につきましては万全の処理体制をまず整えていくべきであります。私はこのように思つて、次第でござります。個別同意から包括同意になり、核燃料サイクルがスムーズにくくような計画であったとしても、実際面では多くの問題も残されているわけでござりますので、そういうものを十分把握した上でひとつ科技庁は取り組んでいただきたい、このように要求しております。

続いて、日米の科学技術協力協定の問題についてまして若干質問させていただきたいと思つております。

三月三十日でござりますが、大筋で合意されると報道されております。大筋合意というのは、小沢副長官と米国のホワイトヘッド国務副長官の間の政治決着であると言われるわけでござります。

○法眼説明員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その

結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

この点につきましては、まさに今文言の詰めと並びに諸団体等の意見等も十分に私は聴取すべきであります。されど、これに関与する日本側の学術会議の研究者もどにして作業を進めております。

○春田委員 交渉の段階は今までも非公開だったのですが、その点につきましても何月何日といふ点にはまだ至つておりませんが、大体その辺を終了してその後のかかるべき時期ということになります。

○法眼説明員 交渉の途中的期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

この点につきましては、まさに今文言の詰めと並びに諸団体等の意見等も十分に私は聴取すべきであります。されど、これに関与する日本側の学術会議の研究者もどにして作業を進めております。

○春田委員 交渉の段階は今までも非公開だったのですが、その点につきましても何月何日といふ点にはまだ至つておりませんが、大体その辺を終了してその後のかかるべき時期ということになります。

○法眼説明員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その

結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○法眼説明員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○春田委員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○法眼説明員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○春田委員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○法眼説明員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○春田委員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○法眼説明員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○春田委員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

○法眼説明員 交渉の途中の期間におきましては、向こう側の立場もござりますから、交渉の経緯、その間の状況につきましては公表することは差し控えていただいておりまして、この点については御理解を賜つておいでございます。その結果、派遣國、そして第三国との取り扱いがどうなるのか、この問題が生じるわけでございます。

ところで、從来から二対一の原則というのがあるのですが、これは今後とも厳守されるのです。

○法眼説明員 まさにその点なんだとございます。

それが二対一でとり行われる場合もございましょ

うし、いざれにいたしましても、先ほどの繰り返

しになりますが、その協力活動に関連した活動、

貢献度、そういったものの濃淡、それをケース・

バイ・ケースに従つて判断するというわけでござ

いますから、そういう場合もございましょうし、

またそこを離れて、先ほど申し上げております

ような貢献度の濃淡が反映されるような割合と申

しますかパー・センテージと申しますが、そういう

形で決められるというケースもあるうかと思ひ

ます。

○春田委員 もう一回確認いたしますが、いわゆ

る二対一の原則が崩れることもあり得るということですね。

○法眼説明員 そのような場合もあるうかと思ひ

ます。

○春田委員 例えばこんなことが考えられます

か。米国がいわゆる自國アメリカと第三国では当然所持する。そして日本とアメリカで共同の研究開発をする。ところが、從来は日本が中心であつた場合は我が國での所有権は日本にあつたわけですが、いわゆる濃淡の割合によっては、日本とともにアメリカも所有権を主張する場合があり得るということはあります。

○法眼説明員 理論的な可能性という面からいえば、そういうたケースも排除されないかもしれません

が、いざれにいたしましても、現段におきま

してはその条文の詰め、整理等を行つております

て、それが最終的にどういった姿になるかといふことをまだ私ども持つておりませんものでござりますから、その点御理解いただければ幸いと存じます。

○春田委員 それを明確に答えることができないということは、十分あり得ることを想定せざるを

得ないと思うのです。ということは、今回のいわゆる大筋合意というものは我が国にとっては大きいか。

○法眼説明員 まさにその点なんだとございます。

それが二対一でとり行われる場合もございましょ

うし、いざれにいたしましても、先ほどの繰り返

しになりますが、その協力活動に関連した活動、

貢献度、そういったものの濃淡、それをケース・

バイ・ケースに従つて判断するというわけでござ

りますから、そういう場合もございましょうし、

またそこを離れて、先ほど申し上げております

ような貢献度の濃淡が反映されるような割合と申

しますかパー・センテージと申しますが、そういう

形で決められるというケースもあるうかと思ひ

ます。

○春田委員 もう一回確認いたしますが、いわゆ

る二対一の原則が崩れることもあり得るということですね。

○法眼説明員 そのような場合もあるうかと思ひ

ます。

○春田委員 例えばこんなことが考えられます

か。米国がいわゆる自國アメリカと第三国では当然所持する。そして日本とアメリカで共同の研究開発をする。ところが、從来は日本が中心であつた場合は我が國での所有権は日本にあつたわけですが、いわゆる濃淡の割合によっては、日本とともにアメリカも所有権を主張する場合があり得るということはあります。

○法眼説明員 理論的な可能性という面からいえば、そういうたケースも排除されないかもしれません

が、いざれにいたしましても、現段におきま

してはその条文の詰め、整理等を行つております

て、それが最終的にどういった姿になるかといふことをまだ私ども持つておりませんものでござりますから、その点御理解いただければ幸いと存じます。

○春田委員 それを明確に答えることができない

れてはおるのでございますが、日米間の了解といふ後退といいますか、マイナスではなかろうかと思ひます。つまりおりませんか。

○法眼説明員 私どもの承知する範囲では、特に

そのような声があるとは承知しておりません。

○春田委員 参事官の印象としては、今回のこの

知的所有権については、從来の我が国所有権の

主張から大きく後退しているのではないかと

と思いますが、産業界等のそういう反対の声とい

うのは上がっておりませんか。

○法眼説明員 私どもの承知する範囲では、特に

そのような声があるとは承知しておりません。

○法眼説明員 適正かつ効果的な配分というこ

とで大筋合意しております、私どもいたしまし

ては、日本の從来からの考え方というのが十分反

映されていと考えております。いずれにいたし

ましても、先ほど来から繰り返しなつて恐縮

でござりますが、最終的な文言の詰め、条文の整

理などが終わりまして、最終的にでき上がった姿

をもう一回見てみませんと、私の判断は申し上げ

ることができます。私が御丁承いたければと思ひ

ることができない点を御丁承いたければと思ひ

ます。

○春田委員 時間がございませんので、次は安全

保障の問題ですね。この安全保障という言葉はこ

の条文の中に盛り込まれますか。

○法眼説明員 今回の三月三十一日に大筋合意さ

れた内容、これはもう繰り返しなりますからあ

えてここで申し上げませんが、情報の取り扱いに

ついては、科学技術情報の公開の原則を確認する

ものが基本的な合意でございまして、安全保障とい

う字句は今度の大筋合意の中で用いられておりま

す。おりますが、情報公開の原則を確認するとい

うのが前提になつておりますけれども、その関連の一

部で安全保障という言葉は使われてはおりま

す。我が國が民衆用で開発したハイテク

情報というのが、第三国のいわゆる軍事用に利用

されるという名目のもとで、從来公開されていました

ものが今回米国側の要望によりまして網がかかる

度の大筋合意の中には安全保障という言葉は使わ

れてはおるのでございますが、日米間の了解といふ後退といいますか、マイナスではなかろうかと思ひます。つまりおりませんか。

○吉村政府委員 お答え申し上げます。

日本の協力をいろいろ進めるに当たりまして

のではないといふことが確認されております。つ

まり、現行の日本の法令の改正を求められている

ものでもなく、それは行わないということを私ど

もはつきり向こう側に申しておりますし、アメリ

カ側もその点を確認しております。したがいま

して、新協定の内容は、現行協定と同じく現行法

令の枠内のものになるということが確認されてお

るわけございまして、ただいま先生が言われま

したような点、つまり、法令の改正などといふこ

とは私どもは考えていないといふ次第でございま

す。

○春田委員 もう少し詰めたいわけですが、ちょ

うと時間がございませんので、最後に、研究協力

活動を適正に運営するために三つの委員会みたい

なものを設けるみたいでございますが、この委員

会といいますか、機関の中心省庁は我が国ではど

こになるのですか。

○法眼説明員 今度、協定のもとにおきましては

三つのレベルの合同委員会を設置するといふこと

で、今その点も織り込むべく条文を最終的に整理

をしておりますが、先生御案内とのおり、今回の

協定作成作業は、我が国におきましては外務省、

科学技術庁、通産省、文部省等のみんなが寄り集

まって最大の努力をした結果何とかできたと、私

ども自負するわけではございませんが考えており

ますして、どこがどういうふうに中心になるのかと

いう点につきましては、全員が協定作成の当時と

同じような精神で協力してやつて、このよ

うに考えております。その意味からは、委員会と

かそういうものにつきましてももちろん濃淡が出て

まいりますようが、現段階におきましては、その

点どこがどうだということを決めておりません

が、極力四者を中心とつなつて協力してやつ

ていこうと考えております。

○春田委員 研究者また諸団体を抱える科技庁と

しては、中心者は当然科学技術庁長官がなるべき

だとは思つておりますが、長官はどんな御所見

をお持ちですか。

○伊藤国務大臣 日本の科学技術行政の調整官厅

として、その責任はぜひ果たさなければならぬ

というふうに考えております。

○春田委員 長官、えらいおとなしいのですけれ

ども、そういうたいわゆる機関の中心として長官

が座るべきである。こう私は思つておりますけれ

ども、長官どうですか。そういうお考へは持ちま

せんか。

○伊藤国務大臣 各省との関係もありますから突

出するわけにはまいりませんけれども、責任を果

たすべきだなというふうに思つております。

○春田委員 最後になりますけれども、原子力発

電所の問題について若干お伺いしたいと思うので

す。

○連のチルノブイル原子力発電所が事故を起

こしまして、我が国原発に対する不安、不信が

非常に高まつております。最近は婦人向けの雑

誌、週刊誌等でも、そういった家庭の主婦の皆さ

方が非常に原発につきまして関心を持つて

いるわけございます。我が国には原子力発電所は三

十五基ありますけれども、昨年、一昨年ですか、

十九件、十九件という故障、トラブルが起つて

いるわけございます。点検中に起つた事故も

この中に入つておりますけれども、もし点検中に

それを見落としたならば運転中に事故が起こつて

くるわけでございます。トラブルになるわけですから、点検中のミスでも事故扱いにしておかしくないと私は思っております。そういう点で最近の原子力発電、人為ミスを初めとしていろいろなトラブルや故障が起つておりますけれども、長官としてこの辺どうお考えになつておりますか。

○石塚政府委員 人為ミスの多発につきましてのお尋ねでございますけれども、原子力安全委員会の事務局を預かります者の立場から申しますとならば、人間の誤操作などいわゆるヒューマンファクターの問題といいますと、これはやはり原子力の安全確保上重要な問題でございます。このことは原子力の開発利用の当初から認識されておりまして、このために設計段階から誤操作の発生を前提として、それでも異常を起こさず、事故に至らないような設計上の配慮がなされております。

また、我が国の原子力発電所では、運転員によります操作ミスを防止するとの観点から、訓練センター等における運転員に対しましてのシミュレーターによる教育訓練といったものを行いましたが、その資質の向上に努めるということでござりますとか、あるいは設計面におきましても、米国

のシリーマイルアイランド、そういった事故等の経験を教訓いたしまして、操作ミス防止のための設備改善というものが行われてきたわけでござります。

○春田委員 最近の報告を調査しても、電力会社の中で関西電力が非常に故障やトラブルが多いようだというのです。最近の事例では、大飯発電所でボルト二十四本のうち二十本に傷があつたということが見つかっております。また和歌山の日高原発の建設では地元漁協との断絶問題もあります

し、また出力の調整試験に伴う混乱等、心配される点が非常に多いわけでございます。

こういった点で、関電だけでなくして、電力会社全体に原発に対する認識が甘いのではないかと私は危惧しているわけでございます。原発に対するアレルギーはまだまだ非常に強いわけでございまして、地元自治体や地元住民に十分納得される努力を惜しんではなくないと私は思うのです。通産省としても、二〇〇〇年には原発のエネルギー需要は現在の二九%を四〇%へ大幅にふやす計画を持っております。しかし、出力調整を見ても今

非常に電力は余っているわけです。そういう点でも原発の需要をもう一回見直してもいいのではありますけれども、通産省はなかなかかと思つておりますけれども、通産省はどうお考えになつておりますか。

○三角説明員 先生から御指摘ございましたトラブルについて、私の方から最初に若干御説明申し上げたいと思います。

御案内のように、原子力発電所の故障、トラブル等につきましては、電気事業法等に基づきまして報告が上がつてくるわけでございます。先生が

お話をございましたように、ことしそれから御指摘ございましたように、ことしそれから御指摘のことでござりますが、そういう意味で、御指摘のようないる要因でトラブル等が発生してござります。基本的にには、先ほど来

官、原発に対するトラブル、事故というものは非常に多い。これに対してどういうお考えをお持ちか。さらに、電力事情が相当余ってきておりますので、こういった見直しも必要ではなかろうかと

思つておりますが、これについて二点、長官の御見解を伺いたいと思います。

○春田委員 時間が参りましたので、最後に長官、原発に対するトラブル、事故というものは非常に多い。これに対してどういうお考えをお持ちか。さらに、電力事情が相当余ってきておりますので、こういった見直しも必要ではなかろうかと

思つておりますが、これについて二点、長官の御見解を伺いたいと思います。

○伊藤国務大臣 いろいろのミス、トラブルはありますけれども、幸い我が国では事故といふことはございませんで、しかし、住民、国民に無用の不安を与えないためにも、今政府委員からも御説明申し上げましたとおり、ミスといいますかトラブルは一件でも、あくまでもゼロに近くなるよう努力をしてまいらなければならぬと思いま

す。

また、電力が余っているというような御指摘もありますけれども、これも政府委員の方から御説明申し上げた方が正確でございますけれども、決してそういうことはございませんで、今の日本の発電量と需要とのバランスはちょうどとれるわけでございます。なお我々の原子力発電は、

フル出力で常時運転をするということを基本としておりますいわゆるベース電源でございますから、これからもこのスタンスをしっかりと守ら、特に原子力発電は供給安定性あるいはまた経済性ということにつきましても段階にすぐれた電源でございますので、トラブル、ミス等に留意を

いたようなものにつきましても、先生御指摘のように一応トラブルだという件数に数えておるといたような関係もございまして、件数のあらわれ方は若干高うございますが、いわゆる運転中の停止もしくは自動停止といったことにつきましては、ほぼ他の電力会社と同じかなということでお

りります。いずれにいたしましても、一件でも原子力発電所のトラブルを少なくするのが我々規制当局の義務でもございますので、これから先、御指摘を踏まえてきっちりやつてまいりたいと思

ます。

○小瀬(正)委員 打ち合わせ等で若干席を外しておきましたので、質問が重複する点があるかもわかりませんが、その点は御了承いただきまして質

問いたします。

○春田委員 長官は今回のこの法律の提案の趣旨説明の中で、我が国の原子力の安全性その他のいろいろな問題については、五十六年の原子力委員会の決定の内容を踏まえて既に国際水準を十分に多い。これに対してどういうお考えをお持ちか。さらに、電力事情が相当余ってきておりますので、こういった見直しも必要ではなかろうかと

思つておりますが、これについて二点、長官の御見解を伺いたいと思います。

○伊藤国務大臣 いろいろのミス、トラブルはありますけれども、幸い我が国では事故といふことはございませんで、しかし、住民、国民に無用の不安を与えないためにも、今政府委員からも御説明申し上げましたとおり、ミスといいますかトラブルは一件でも、あくまでもゼロに近くなるよう努力をしてまいらなければならぬと思いま

す。

また、電力が余っているというような御指摘もありますけれども、これも政府委員の方から御説明申し上げた方が正確でございますけれども、決してそういうことはございませんで、今の日本の発電量と需要とのバランスはちょうどとれるわけでございます。なお我々の原子力発電は、

フル出力で常時運転をするということを基本としておりますいわゆるベース電源でございますから、これからもこのスタンスをしっかりと守ら、特に原子力発電は供給安定性あるいはまた経済性ということにつきましても段階にすぐれた電

源でございますので、トラブル、ミス等に留意を

し、安全性の確保により一層の留意をしながら、我が国のエネルギー供給の基軸となるエネルギーとしての確保のためにさらに努力をしてまいります。

○大坪委員長 小瀬正義君 終わります。

まず最初に、長官は今回のこの法律の提案の趣旨説明の中で、我が国の原子力の安全性その他のいろいろな問題については、五十六年の原子力委員会の決定の内容を踏まえて既に国際水準を十分に多い。これに対してどういうお考えをお持ちか。さらに、電力事情が相当余ってきておりますので、こういった見直しも必要ではなかろうかと

思つておりますが、これについて二点、長官の御見解を伺いたいと思います。

○春田委員 時間が参りましたので、最後に長官、原発に対するトラブル、事故というものは非常に多い。これに対してどういうお考えをお持ちか。さらに、電力事情が相当余ってきておりますので、こういった見直しも必要ではなかろうかと

思つておりますが、これについて二点、長官の御見解を伺いたいと思います。

○伊藤国務大臣 いろいろのミス、トラブルはありますけれども、幸い我が国では事故といふことはございませんで、しかし、住民、国民に無用の不安を与えないためにも、今政府委員からも御説明申し上げましたとおり、ミスといいますかトラブルは一件でも、あくまでもゼロに近くなるよう努力をしてまいらなければならぬと思いま

す。

また、電力が余っているというような御指摘もありますけれども、これも政府委員の方から御説明申し上げた方が正確でございますけれども、決してそういうことはございませんで、今の日本の発電量と需要とのバランスはちょうどとれるわけでございます。なお我々の原子力発電は、

フル出力で常時運転をするということを基本としておりますいわゆるベース電源でございますから、これからもこのスタンスをしっかりと守ら、特に原子力発電は供給安定性あるいはまた経

済性ということにつきましても段階にすぐれた電源でございますので、トラブル、ミス等に留意を

質防護規定の整備、責任者の明確化等を図りましたが、核物質防護対策に「層万全を期してまいりたい、こういう所存でございます。

○小淵(正)委員 今のお話からいきますならば、設備的ないいろいろな角度からの問題ではもう問題はなく、あとは精神規定じやないですか。そういう規定の整備その他、より厳格な規定をするとか、そういうことだけが事足ります。言葉は悪いですが、ただそういうことをより強めていかなければなりません。

よろしいということですが、そういうことだけが果たしていいのかどうか。私は専門でございませんのでよくわかりませんが、その点は今後の状況を見ながら、また必要によってはいろいろ質疑を開いたいと思います。

そういう長官のお言葉を丁といたしまして、次に、何といましてもこの核物質防護で一番問題が多いと考えられるのは、国際間における輸送と国際間の核物質輸送における国際関係においては、我が国は現状までに問題はないのかどうか。

それからあと一つ、ここに言われておりますが、要するに条約で求めておるのは核物質の量、そういうものではないか、また一番考えなくてはいけないところではないかと思いますが、こういう国と各国政府との間の取り決めによりましてチェックを行うということになつております。

○石塚政府委員

国際間の核燃料物質の輸送についての過去のトラブルでございますが、少なくとも日本の国に入つてくるもの、あるいは日本の国から出したものにつきまして、何らかの事故に遭遇したというような経験は私ども持つていません。

それから、いろんなチェックといいますか確認の責任の窓口でございますが、今回、この核物質

防護条約に加入いたしまして所要の法令を整備いたしましたと、国際間の輸送につきましては、その内容につきましてそれぞれの政府間で、条約が要求しております核物質防護の水準を満たしているかどうかについて確認をし合うというような体制が今回の条約の基本であります。お互いの人間同士でやることですから、フランスから持ち込めるものが定められたかどうか、我が国でチェックしたらその量の中身が基準どおりでなかったというようなことについては、あり得ないことでしょけれども、そういうこともまた仮定としては考えられることですが、そういう場合におけるものはどのような形での処理機関があるわけですか。

○石塚政府委員 量の確認につきましては、これは保障措置の一環として規制をされているということです。その責任機関はウエーブの国際原子力機関でございまして、国際原子力機関と各國政府との間の取り決めによりましてチェックを行つておつてそういう疑問を感じますので、質問いたします。

○小淵(正)委員 この前、東海村の動燃等を視察したわけですが、要するに、こういう核物質を扱うそれぞの場所にはIAEAの方からの担当者がおられて、そういう意味で相互のチェック機能が果たされておる。日本の場合は大体そういう形で来られておるような話を聞いております。たが、そういう面では、世界的な形で権威あるものとしてそれが有効に機能しているというふうに考えていいのかどうか。その点どうですか。

○石塚政府委員 核燃料物質の輸送についての過去のトラブルでございますが、少なくとも日本の国に入つてくるもの、あるいは日本の国から出したものにつきまして、何らかの事故に遭遇したというような経験は私ども持つていません。

それから、いろんなチェックといいますか確認の責任の窓口でございますが、今回、この核物質

しょか。やはりこれはまた映画もどきのスリラー物になるかもしれません、身がわりでどうか、かわって潜入していくこと等、そういう意味での身分的な保証といふか確認といふのは、ただIAEAの要員であるということだけでいいかないし、そういうそれぞれの機関に派遣され、そこでいろいろチェックされるでしょうけれども、そういう人たちのIAEAとして本当に身分の保証といいますか確認といいますか、そういうものがどういう仕組みになつておるのですか。これはちょっと予定外の質問になりましたけれども、答弁を聞いておつてそういう疑問を感じましたので、質問いたします。

○石塚政府委員 IAEAが日本に派遣してまいります査察員につきましては、事前に査察員の候補者の詳しいデータに基づいて日本政府の承認を求めてまいります。そういうことで、日本政府としてどういう査察員が日本に派遣されるかというのは事前にきちんと承知をいたしておりますし、その人が査察のために来日されるということにつきまして、日本政府として確認をいたしております。

○小淵(正)委員 要するに、俗に言う替え玉が入り込む余地はないということで理解していいわけですね。

この前一部の新聞に、ナミビアの天然資源に関する布告第一号ということで、そういう核物質を、これは何か国連の布告第一号において、そういうものはナミビアの場合には一種の盗品みたいな性格になるそうですが、こういう品物であるといふことから、イギリスではそれぞれの港湾労働者が荷揚げ拒否を行つたという問題が報道されておつたわけであります。問題は、そういうふたつの国際的に盗品と思われるような品物が英國からアメリカに行つて、アメリカからとにかくその分が日本に入つてくる。結果的には、日本も間接的にはそういうふうなものを買つておるということになりますが、そこらあたりは何か電力会社当事者は、自分たちの方はアメリカから買

つておるので、別にそういうことは関係ないといふことの態度を表明されているやにも聞いておりますが、やはり国際的な問題になつて、いるようなものが一応アメリカに行って、アメリカを通じて日本に入つてくるということについて、それをそのままそういう形で受けとめていいのかどうか、その点に対する見解はいかがですか。

○田中説明員 お答えいたします。

外務省から在英の日本大使館に確認をいたしましたところ、一月下旬に米国向けの六弗化ウランのコンテンダーの一部がナミビア産のウランではないかということで、リバブルの港湾労働者に荷揚げが拒否されました。予定どおり出港できなかつたのは事実のようでございます。ただ、その六弗化ウランはさらに三月十日にイギリスを出港します。ただ新聞報道に、RTZ社から購入しているウランを購入している事実はないわけでございまして、三月二十日にはアメリカに到着をしたという情報を得ております。

それから、先生御指摘の問題でございますが、我が国の電力会社がナミビア領内の鉛山会社と天然ウランの購入契約を結びまして、ナミビアからウランを購入している事実はないわけでございません。ただ新聞報道に、RTZ社から購入しているウランについて、六弗化ウランの形態で購入しているわけですが、ナミビア産が入つているのではなくかという御質問もあるようでございませんけれども、我が国の電力会社は、契約上原産国を知り得ない立場にあるわけでございます。ウランの貿易形態を見ますと、転換とか濃縮とかさまざまなもので、製品からだけではなく原産国を特定することは技術的に不可能であるということと思ひます。

○小淵(正)委員 ここでも荷揚げ拒否の問題をちよつとやつておつたが、今回の法案の状況を見て、流れを見ながら一つ疑問に思うのは、国内でも運搬作業を拒否するという立場になつた場合にはどういうふうになりますか。我が国のトラックの運転手または運搬作業に關係する人たちが運搬作業を拒否する、こういうことになつた場合に、

か。これはあり得ないことであります。この点いかがですか。

○石塚政府委員 國際輸送の場合はもちろんでございますが、國內輸送の場合におきまして、輸送する前に輸送計画書というものを縦密に作成をいたしまして、それによりまして運送を担当する業者、それから荷主、それから受け取りの態様、そういったものについて事前の打ち合わせがきちっと契約のような形で行われますので、途中の段階でそういうトラブルが発生するということはちょっとと考えにくいというふうに理解をいたします。

○小淵(正)委員 もちろんそういう運搬作業をする会社との契約できちっとされていることは当然でありますけれども、問題は、会社がいかにきちと契約されても、会社の中で働いている人たちが実際運搬作業を拒否するという挙に出る可能性もあるわけでありまして、そういう場合に核物質防護との関係においては、これは單なる別次元の問題だという考え方で処理されていくのかどうか。何かいろいろ見ていると、拡大解釈的にこの問題がまたこの中に含まれるような可能性もなしとしないという感じもするのですから、そういう意味でお尋ねしたわけであります。もちろんこういうことはあり得べきことじゃないかもしれませんけれども、しかし、人間のやっていることですからいろいろのことが考えられるわけでありまして、そういう意味でこの問題についてお尋ねしたのですが、そういう点でいかがですか。

○石塚政府委員 通常では考えられないようなことではありますけれども、輸送を行いますに当たりましては、緊急時の連絡体制でございますとか監視人とか、いろいろな組織を動員いたしまして輸送を行うということでございますので、仮にそういう事態になりましたような場合には、直ちにそれが関係者によってわかるわけでございますので、そのときはケース・バイ・ケースで早急に対応策をとる。少なくとも核物質に対してもPPP上、核物質防護上の観点から問題がないような應

急的な措置はとらなければいけないというふうに考えております。

○小淵(正)委員 要するに、核物質だからそういう運搬作業を拒否するという態度に出られた場合、核物質だから我々はそういう危ないもの、危ないことなどうかはいろいろあります。そういうものの運搬は拒否するという挙に出られたときには、そういうものを拒否したという形の中でも、核物質防護という観点の法律との関係からいって、それは単なる別次元だから別に関係ない、だれかかわりの者を見つけてきて運搬させればいいという形の中で処理できるのか、核物質なるがゆえに、そういうものを拒否したということで防護との関係から若干問題があるという形の中でこの問題をとらえていくのか、これは非常に大きな違いが出てくるのです。そこらあたりに対しても、どうも今の御答弁ではそこまで全然考えてなかつたことのようですが、これは非常に大事な問題ですから、その点については、もし今見解が示されなかつたら後日でも結構ですが、もし見解が示されるならばお示しいただきたいと思います。その点再度お尋ねいたしますが、いかがですか。

○石塚政府委員 輸送計画にのつとつて輸送を行うわけでござりますけれども、輸送計画を作成する段階におきまして、やはり輸送業者はみずから責任でそれを請け負つておるわけでございます。しかしながら、どういう事態になりましても早急にそういう事態に対応できるような体制を整えて輸送に着手するわけござりますので、いかなる事態が生じましてもPPP上の対策という意味では、それに対する具体的な基準というものは準備されていないかもしれませんけれども、応急の際のるべき措置というのは原子力委員会の指針の中にも示されてございますので、輸送計画の中で、十分そいつた場面も想定いたしまして計画を作成するということになつてゐるというふうに理解いたしております。

○小淵(正)委員 私の質問の仕方が悪いのか、意味が半分わかつてないような感じがしますが、要するに、そういう場合が生じた場合に、またそれ

に対する対応措置はいろいろできると思うのですね。問題は、今お話をありましたように、きちっと規則に基づいて契約して、きちっとしたあれの

中でやろうとしているのが、結果的にそういう形でできなくなつた場合に、そういう事態が発生したときに、この法律の適用という問題と絡めてみて、そういうことがこの法律の適用の何らかの形

ね。なお、先生の御懸念が何かそういった危険犯、それなりの罰則規定もあるわけでございます。それ

局におきましても、核物質を防護するという観点から、何らかのそういう事態が生じました場合には、それなりの対応をなさるというふうに承知をいたしております。

くるのじゃないかという感じがするのです。それは全然もうそれとは別だ、次元の違う問題だということですべて理解されておれば問題ないのですが、そうじやないとなれば、逆にやはりそこらあたりが非常に難しい微妙な問題ですか。法の運用というのは、今の皆さん方が思つておられることは、そういうことは考えておられぬことは、そういうことは考えておりませんと言つても、そういうことは考えておりませんと言つかもしれぬけれども、法律が決まって運用で動き出せば、運用する人たちはまたかわっていくわけですから、そういう人たちのいろいろな考え方の中でのこのような問題が発生した場合に、場合によつてはこの法律の適用を受けて何とかしようといふとなりかねないのじゃないかという、ちょっとそういう一つの懸念もあるのですから、そういう意味で聞いたわけですね。だから私の質問の本身というのは、そういう角度からの問題としてお聞きしておるので、今私が申し上げた点についての何か見解がありましたら、もう一度だけお尋ねいたします。

○石塚政府委員 輸送途中におきまして予防措置上の問題が生じたような場合には、それぞれの主務官庁、主務大臣は是正命令をかけるという規定がございまして、これは規制法の中にございますが、そういうことで輸送の責任者に対し命令を出す、あるいはその命令に従わない場合にはそれが関係からいければそれはまた別問題で、全然性格が違うから関係ないと言われるのも期待しておるわけがありますが、きょうは法務省を呼んでいまして、この局長の答弁でいくと、かえつて逆に非常に問題を感じることになりますか

ら、もう一度よく吟味して、今の答弁を検討していただきたいということだけ申し上げておきます。

次に、これは前からの質問者の中にも出ておりましたが、今回の法案の中では政令等に対する委任事項が非常に多いわけですね。この政令等の整備については、大体条約に盛られていること等の関係から、あとは政令の整備ということもあるわけでしあうが、大体どういったものを政令で考えられておるのか。大体政令の中で整備しようとしておるものレベルといいますか、条約との絡みの中における基本的な考え方といいますか、そういう政令についての基本的な考え方等についての考え方をひとまずお伺いいたしたいと思います。

○石塚政府委員 この法律を受けましての政令あるいは府省令で何を決めるかといったことにつきましては、その素案につきまして、けさほどどの理事会に科学技術庁で現在検討しておりますものを提出させていただいた次第でございます。

若干内容につきまして御説明申し上げますと、

今回のこの改正案は、昨年十一月の原子力委員会の決定を受けまして、核物質の防護に関する条約への加入に当たりまして、核物質防護に取り組む我が国の政策意図というものを内外に明らかにする、また我が国の原子力活動への国際的な信頼性の一層の向上を図る、そういう観点から法案の準備を行ってきたものでございますが、この原子力委員会決定に示されております具体的な措置、それから条約の履行のために必要な措置、こういったものを原子炉等規制法上明確に位置づける、こういった法的手当てを行いまして、一層の万全な核物質防護体制を確保するということにいたしておるわけでございます。したがいまして、例えば核物質防護の対象となります核燃料物質の範囲、それから防護措置を講じなければならない事業者の範囲あるいは防護措置の具体的な内容など、今回の中の法改正に伴いまして必要となる政令等につきましては、手続的なものを除いては、基本的には昭和五十五年の原子力委員会の核物質防護専門部

会の報告書に示されました「事業者等の措置すべき核物質防護の要件」、そういうものがこの府令の中で規定をされていくというような形になります。

具体的に申し上げますと、この政令では主とし

て核物質の定義あるいはその足切りの値、そいつたものを規定してまいりますけれども、そういった内容につきましては、既に核物質防護に関する条約の中で定義づけられています。物質の種類あるいは数量そのものが政令の中に規定されていくというふうになつてまいります。

○小渕(正)委員 次に、条文の中に入りますが、

第五十九条の運搬に関する条文の中で「工場又は事業所」というふうに現在はなつておるが、新しい中では事業所という言葉が抜けていますね。今まで事業所まで含めることになつていていたのが、事業所というものが抜けたというのはどうい

う意味でこのようになったのか、なくなつたの

か。事業所というものはそういう意味では必要じや

なかつたのかという感じもするのですが、今回事

業所がなくなったその意味するものは、その理由はどういうものか。

それからいろいろと保安に必要な措置につい

ての具体的なものがかなり多文化されております

が、これを見ますならば、特に次の第五十九条の三でも言えるわけがありますが、新たにいろいろ詳しく明文化されておるわけであります。この条文の中身を読んでみますならば、これは当然のことと書いておるような感じがします。何で今ごろこれを書かなければいかぬのか。今の法律の中に当然書いておつてしまるべきようなことが今回、より細かく入れたということなのかどうかわかりませんが、私の方は新旧対比から見るならば、特別にこれだけまた明文化していくということは何か意味合い、理由がほかにあつたのかどうか、そういうふうな感じを非常に受けるわけであります。そういうなかつたら逆に、何で從来こんなところをきちっとしておかなかつたのかということにもな

りかねのですけれども、両方の角度から考えましても、ひとつこの点についてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○石塚政府委員 まず最初に、「工場又は事業所」となつておりますが、これは純粹に法技術的

な作文上の理由によつております。現行法の第五十八条の二におきましては、条文の簡素化の観点から非常に長い文章を「以下こういう」というような整理をいたしております。すなわち「使用施設等、製鍊施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設を設置した工場又は事業所」、これだけの表現を第五十九条の二第一項において引用するためには規定しているところでございます。しかしながら、この「工場又は事業所」という簡略化した言葉としであります。しかししながら、この「工場又は事業所」といふ用語は、今回法改正により追加する第五十九条の三においてもし引用しようとしたしますと、法律用語としての「又は」あるいは「若しくは」という接続詞の使い分けに従いまして非常に複雑なことになりますが、当該使用者等の工場もしくは事業所から運搬される場合または外国にある工場もしくは事業所から当該使用者等の工場もしくは事業所に運搬される場合といふことになつてしまりますので、「工場又は事業所」をそのまま引用することはできない、ということに文理上なつてしまります。

それから最後に、第五十九条の三を新たにわざわざこの際設けた理由についてお尋ねでございますけれども、本条は核物質の防護に関する条約の附属書において求められております防護の水準、こ

ういった水準の防護を実施するためには必要な規定の一つでございまして、核物質の防護に関する条約附属書Iの2の(2)にいいますところの輸送に係る責任の移転する日時、場所、手続を明記した事

前の合意等を本条によつて原子力事業者に義務づけられることとしたものでございまして、これは条約

に加入するために必要な措置であったわけでござ

ります。

○小渕(正)委員 次に、この中で触られた保管者の位置づけがちょっとあいまいじゃないかとい

う感じもするのですが、委託者と保管者の防護

上、安全上の責任関係はどういう関係になるの

か。今回の規制法における委託というものの考

え方はどういうことなのかな。保管者は防護規定や防

護管理者を必要としない、そういったものと考え

ますならば、こここの保管者と委託者とかいうこの

関係についての中身をもう少し御説明いただきた

いと存じます。

それからあわせて、今度は「使用者」という意

識が消えておるのですね。これはまたどういう意

者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船連の者から運搬を委託された者が核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物を工場等の外に輸出する場合にあっては、当該核燃料物質または

政令で定める特定核燃料物質を含む場合におきま

しては、「保安のために必要な措置」に加えまして「特定核燃料物質の防護のために必要な措置」、確に規定する観点から法律上の規定通りを検討した結果、このよくな形になつたものでございました。結果、このよくな形になつたものでございました。

そこで、この不都合を避けながら、かつ条文の簡素化を図るために、この五十八条の二におきます略称を「工場等」というふうにこの際改めたものでござります。

それから次に、第五十九条の二第一項で保安のために必要な措置について括弧書きで説明が加わっているが、その理由いかんとの趣旨の御質問でござりますが、昭和五十五年の原子力委員会核物質防護専門部会報告書において示されました「輸送中の核物質防護の要件」、これを原子力事業者等に義務づけることを今回の法改正で予定をいたし

味合いかないのか。これも単なる条文整理上の、言葉上の整理といふことなのかどうか。これはちょっと意味合いが違うのじやないかという気もするのですが、その点を含めて御説明いただきたいと思います。

○石塚政府委員 お答えいたします。

まず最初に、委託者と保管者の防護上の責任関係についてのお尋ねでございますけれども、特定核燃料物質の防護のための措置を実効あらしめるためには、やはり実際に特定核燃料物質を取り扱っている人、その者に対して防護措置を義務づけることが有効であると考えられます。かかる観点から、今回の法改正におきましては、特定核燃料物質の保管を委託するような場合には、第六十条で、保管を委託され、実際に保管行為を行うそないうことにしたのでございます。したがいまして、原子炉等規制法に基づく防護措置の実施にかかる責任は、保管者の方に持つてきたということでございます。

それから第二の御質問でございますが、第六十条の冒頭から「使用者」が削除されているのはなぜかとのお尋ねでございます。

現行原子炉等規制法におきましては、核燃料物質を保管するに当たっては、使用者及び保管者は

第六十条において同一の保管の基準に従うべき旨定められております。しかしながら、今回核物質防護のための措置を保管者及び使用者に義務づけるに当たりましては、保管者には、使用者と異なるに当たりましては、使用者には、使用者と異なるに当たります。けれども、保管者にはそこまでは義務づけない。

防護規定の認可でございますとか管理者の選任、

なわち、使用者にはこういう義務づけを行いますけれども、保管者にはそこまでは義務づけない。

防護規定の認可でございますとか管理者の選任、

こういったものは使用者には義務づけますが、保管者には義務づけない、そういう整理をいたしてござりますので、規制の体系上の相違が両者の間では新たに生ずることとなつたわけでございます。したがいまして、この使用者の保管の基準を

第六十条から分離いたしまして、第五十七条に使用者の使用の基準とあわせて規定をするというこの改正は单なる条文上の整理を行つたものでございますが、いざも当然のことながら故意犯のみをいたしたわけでございます。このように、この改正は單なる条文上の整理を行つたものでございます。

○石塚政府委員 お答えいたします。

まず最初に、委託者と保管者の防護上の責任関

係についてのお尋ねでございますけれども、特定

核燃料物質の防護のための措置を実効あらしめる

ためには、やはり実際に特定核燃料物質を取り扱

っている人、その者に対して防護措置を義務づけ

ることが有効であると考えられます。かかる観点

から、今回の法改正におきましては、特定核燃料

物質の保管を委託するような場合には、第六十条

で、保管を委託され、実際に保管行為を行うそ

ないうとにしたのでございます。したがいまして、

原子炉等規制法に基づく防護措置の実施に

かかる責任は、保管者の方に持つてきたとい

うことでございます。

○小瀬(正)委員 あと、これは何条だったか、ち

ょっと探しているのですが、言葉のあれですか

ども、従来は故意になつていたのを今度は「み

だりに」というふうに変わつているわけです。日

本語といふのは解釈次第でいろいろできるわけ

ですが、故意にという言葉よりも「みだりに」とい

う言葉の方が拡大解釈というか、乱用されがちな

感じがするのですよ。そういう意味であえて変え

たのはなぜか、この点單純な質問ですが。

○小瀬(正)委員 お答えいたします。

御質問は、条約の七条に故意に犯した行為を罰

する」と書いてあるのに、法律の七十六条の二で故

意にということが書いてないのではないかという御

指摘かと思ひます。七十六条の二は条約の七条の

一項(a)を受けたものでございますが、条約の実施

のため必要かつ十分な範囲を決めたものでござい

ますか、そういう法律との整合性というものが

果たして今回の法改正の中では十分保たれてお

るのだろうかというような疑念なしとしないわけ

でありますので、そういふた關係の兼ね合い、特

に障害防止法では未遂罪とか脅迫罪はないわけ

でありますので、そちらあたりの關係についてはど

のようなことでこのようになつているのか、その

点をお尋ねいたします。

○石塚政府委員 核物質につきましての罰則を整

備するということは、核物質防護条約に加入する

ためにぜひとも必要であるということです。今回の

立法につきましても、現行法では十分に対応でき

ない核物質を用いた危険犯あるいは脅迫等につい

て、条約の要請に応じそれらを処罰する規定を設

けることとしたものでございます。

一方、放射性同位元素につきましては、核物質

と異なりまして核分裂性がございません。したが

いまして、核不拡散上の問題もないということで

ございまして、現在、国内立法の契機となるよう

な防護や犯罪処罰に関する国際的なコンセンサス

といったものはまだ形成されていないわけでござ

いません。また、我が国といたしまして早急に加入

すべきような本件に関係する条約といったものも

現在存在しないというようなことから、御指摘の

「緊急時における対応体制の確立」といたしまし

て、そのとるべき措置というものが原子力委員会

の専門部会の報告書の中には記載がございます。

例えば、施設の核物質防護の要件のところでは、

「緊急時における対応体制の確立」ということになつておりまして、必ずしも事

業者が必ずからすべて緊急時に対応するということではございません。緊急時が発生した場合に

は、やはり治安当局との連絡、治安当局の対応と

いうこととあわせて対応するということでござい

葉を用いた立法例は、例え道路法、道路交通法あるいは放射線障害防止法などにも使われておりますが、いざも当然のことながら故意犯のみを処罰するものでございまして、それらの立法例で過失犯を処罰することにはなつてない次第でございます。

○小瀬(正)委員 次は緊急時の対応といいます。

○小瀬(正)委員 では次に移ります。

こういう核物質以外に、放射性の同位元素で人

の生命や身体等に危険を及ぼすようなものはほか

にもあるわけありますが、そういう点で考えま

すならば、罰則の中での規制法と障害防止法とい

りますが、そういう法律との整合性というものが

ありますか、そういう法律は万全なのかどう

か、その点はどういう状況か、お尋ねします。

○石塚政府委員 先ほども若干御説明を申し上げ

ありますので、そういふた關係の兼ね合い、特

に障害防止法では未遂罪とか脅迫罪はないわけ

でありますので、そちらあたりの關係についてはど

のようなことでこのようになつているのか、その

点をお尋ねいたします。

○石塚政府委員 核物質につきましての罰則を整

備するということは、核物質防護条約に加入する

ためにぜひとも必要であるということです。今回の

立法につきましても、現行法では十分に対応でき

ない核物質を用いた危険犯あるいは脅迫等につい

て、条約の要請に応じそれらを処罰する規定を設

けることとしたものでございます。

一方、放射性同位元素につきましては、核物質

と異なりまして核分裂性がございません。したが

いまして、核不拡散上の問題もないということで

ございまして、現在、国内立法の契機となるよう

な防護や犯罪処罰に関する国際的なコンセンサス

といったものはまだ形成されていないわけでござ

いません。また、我が国といたしまして早急に加入

すべきような本件に関係する条約といったものも

現在存在しないというようなことから、御指摘の

「緊急時における対応体制の確立」といたしまし

て、そのとるべき措置というものが原子力委員会

の専門部会の報告書の中には記載がございます。

例えば、施設の核物質防護の要件のところでは、

「緊急時における対応体制の確立」ということになつておりまして、必ずしも事

業者が必ずからすべて緊急時に対応するということではございません。緊急時が発生した場合に

は、やはり治安当局との連絡、治安当局の対応と

いうこととあわせて対応するということでござい

か、緊急時の体制整備についてお尋ねします。

○小瀬(正)委員 では、これは原子力委員会の報告書の中で触れられていましたが、現状は十分これらにこたえ

るわけではありませんが、そういう点で考えてお

るような体制ができるのかどうか。緊急時の

対策のいろいろな手順、それからいろいろな場合

を想定してのそういう体制は万全なのかどう

か、その点はどういう状況か、お尋ねします。

○石塚政府委員 先ほども若干御説明を申し上げ

ありますので、そちらあたりの關係についてはど

のようなことでこのようになつているのか、その

点をお尋ねいたします。

○小瀬(正)委員 では、これは今まで実際にはないわけ

でありますので、そちらあたりの關係についてはど

のようなことでこのようになつているのか、その

点をお尋ねいたします。

○石塚政府委員 これは今まで実際にはないわけ

でありますので、そちらあたりの關係についてはど

のようなことでこのようになつているのか、その

点をお尋ねいたします。

○石塚政府委員 緊急時の対応につきましては、

これは原子力委員会の報告書の中には記載がござ

いません。また、我が国といたしまして早急に加入

すべきような本件に関係する条約といったものも

現在存在しないというようなことから、御指摘の

「緊急時における対応体制の確立」といたしまし

て、そのとるべき措置というものが原子力委員会

の専門部会の報告書の中には記載がございます。

例えば、施設の核物質防護の要件のところでは、

「緊急時における対応体制の確立」ということになつておりまして、必ずしも事

業者が必ずからすべて緊急時に対応するということではございません。緊急時が発生した場合に

は、やはり治安当局との連絡、治安当局の対応と

いうこととあわせて対応するということでござい

ますので、事業者は、治安当局が現場に駆けつけまるまでの間、必要な措置を講ずるというのこれが基本となっています。

○小瀬(正)委員 防護の関係で一番密接な関係があるのがそれぞれの施設における警備員の状況になりますが、今の我が国の国内において対象になる施設の中ではほとんど完全に近いような体制がとられています。それを警備しているのは、俗に言うガードマン的な民間警備員が大体配置されていると思いますが、そういうことだけで果たして大丈夫なのかな。今後いかなる事態がどのようなケースの中で発生てくるか、これはいろいろ考えられないようなことが起こってくるわけであります。そういう点でいくと、当然今の日本の警察力を中心にして、その間治安その他すべて警察に任せることこれが基本原則になりながら、とりあえずの施設警備ということでの警備員の役割を果たしていると思いますが、やはりこれだけの問題を考えるならば、核防護に対する国際的なこれだけの大きなあればある以上は、こういう地域に対する警備についても、また特別な地域としての地域指定とあわせて、その地域を警備する警備員については、特殊な警察的な何らかの権限を持たせることで今後必要じゃないかという気が私はするのです。その点は全然もう考えないで、ともかく日本のそういうものは国の警察力によつてすべてやるという基本の中で、一歩もそこから出ないという点で今まで考えておられるのかどうか、そこまで踏み込んで考えようとはしないのかどうか、しなかつたのかどうか、その点はいかがですか。

○石塚政府委員 御指摘の点につきましては、日本現在の社会情勢といったものを十分に吟味した結果、原子力委員会におきましてこの警備につきましての指針を取りまとめたものでござります。これは、我が国の現在の社会情勢がどうであるか、あるいは日本の国では一般の人は銃とかそ

ういった武器は携行できないといった社会システムでございますので、そういった環境の中におきるというところでございます。

そこで、その中には、日本もそうでございます。しかし、国際原子力機関の指針でも、武装した警備人が運送に参画しながら日本の指針が引き上がっていることなどではないというようなことは求められていません。しかしながら、事業者が講すべき防護措置の中には、治安当局等への連絡通報体制及び緊急時の対応体制の整備が含まれております。また、核物質防護のための規制が含まれております。そこで、これらによって緊急時における治安当局の円滑な対応が確保されることになると想います。また、核物質を今回新たに定めたところではござります。

○小瀬(正)委員 今のような考え方で運営されてきたとしているところが、やはりこれだけの問題を考へるならば、核防護に対する国際的なこれだけの大きなあればある以上は、こういう地域に対する警備についても、また特別な地域としての地域指定とあわせて、その地域を警備する警備員になしとしないという感じもしますが、一応その点は各國の空軍がこれに出動して協力するというふうなことになつていてやにも聞くのですが、まさしくそれが発生するような時代ですから、そういう意味ではこれは若干疑念をもつておられる方々がいるのではないかと想います。

次に、核防護条約の中での護送者については、日本原子力協定では武装護衛者となつてゐるわけであります。我が国の場合には、この日米原子力協定との関係ではこの問題はどうのに対応なされないのである。その点はどこがどうですか。

○石塚政府委員 御指摘の点につきましては、日本現在の社会情勢といつたものを十分に吟味した結果、原子力委員会におきましてこの警備につきましての指針を取りまとめたものでござります。これは、我が国の現在の社会情勢がどうであるか、あるいは日本の国では一般の人は銃とかそ

ういった武器は携行できないといった社会システムでございますので、そういった環境の中におきるというところでございます。

そこで、その中には、日本もそうでございます。しかし、国際原子力機関の指針では、そのような規定はございません。ただいま先生が御指摘のそいつた方法でなければならぬというようなことは求められていません。しかしながら、事業者が講すべき防護措置の中には、新日本協力協定の中の包括同意の条件として規定されています。プラントニウムの航空輸送について規定されたものであるというおりまして、これらの当局は、当該輸送の際に、パトカーあるいは巡視船の同行を含め必要な措置を講じております。また、核物質防護のための規制が含まれております。また、核物質を今回新たに定めたところではござります。

○小瀬(正)委員 今のような考え方で運営されてきたとしているところが、やはりこれだけの問題を考へるならば、核防護に対する国際的なこれだけの大きなあればある以上は、こういう地域に対する警備についても、また特別な地域としての地域指定とあわせて、その地域を警備する警備員になしとしないという感じもしますが、一応その点は各國の空軍がこれに出動して協力するというふうなことになつていてやにも聞くのですが、まさしくそれが発生するような時代ですから、そういう意味ではこれは若干疑念をもつておられる方々がいるのではないかと想います。

○小瀬(正)委員 この核物質を今後航空機輸送する場合に、何か人工衛星の監視で絶えずその状況を見ながら、必要によっては緊急事態の場合に見なされることがあります。そのためには、新日本協力協定の中の条件として規定されています。プラントニウムの航空輸送について規定されたものであるというふうに承知をいたしております。

○松井政府委員 新日本協力協定の方の話でございまして、そのときの条件がございまして、それがれども、プラントニウム等をフランス、イギリスから日本に輸送していく場合、包括同意取り決まりになつていているわけでございます。そのときの条件がございまして、その条件の中のお話じゃないか、先生の指摘じゃないかと思いまして、ちょっとお話を説明させていただきたいと思います。

○小瀬(正)委員 この核物質を今後航空機輸送する場合に、何か人工衛星の監視で絶えずその状況を見ながら、必要によっては緊急事態の場合に見なされることがあります。そのためには、新日本協力協定の中の条件として規定されています。プラントニウム等をフランスから日本に輸送していく場合、包括同意取り決まりになつていているわけでございます。そのときの条件がございまして、その条件の中のお話じゃないか、先生の指摘じゃないかと思いまして、ちょっとお話を説明させていただきたいと思います。

○松井政府委員 新日本協力協定の方の話でございまして、そのときの条件がございまして、それがれども、プラントニウム等をフランス、イギリスから日本に輸送していく場合、包括同意取り決まりになつていているわけでございます。そのときの条件がございまして、その条件の中のお話じゃないか、先生の指摘じゃないかと思いまして、ちょっとお話を説明させていただきたいと思います。

○小瀬(正)委員 わかりました。

それでは、一応この警備関係の問題はこれで終了いたしまして、第一群のカテゴリーの核物質を輸送いたしまして、第一群のカタログの付添人をつけるとか、いろいろな厳しい規定が設けられているというふうに承知をいたしております。

○小瀬(正)委員 先ほど言つたように、人工衛星の探査でずっとその状況を把握しながら、必要に応じて空軍が出動して協力するということの話とまでは求めていないわけでございます。

○石塚政府委員 ただいま申し上げましたとおりましては一般的な私人は武器の携行ができない、これも先ほど申し上げたところでございますが、そういうことから、法律上は武装護送者までは要求していないということです。

以上的のような国際的な要請、及び我が国におきましては一般的な私人は武器の携行ができない、これも先ほど申し上げたところでございますが、そういうことから、法律上は武装護送者までは要求していないということです。

以上のようないわゆる「アーミー」の構成員は、そのも参考にしながら日本の指針が引き上がっていることなどではないというふうにござります。

そこで、その中には、日本もそうでございます。しかし、国際原子力機関の指針でも、武装した警備人が運送に参画しながら日本の指針が引き上がっていることなどではないというふうにござります。

○小瀬(正)委員 今のような考え方で運営されてきたとしているところが、やはりこれだけの問題を考へるならば、核防護に対する国際的なこれだけの大きなあればある以上は、こういう地域に対する警備についても、また特別な地域としての地域指定とあわせて、その地域を警備する警備員になしとしないという感じもしますが、一応その点は各國の空軍がこれに出動して協力するというふうなことになつていてやにも聞くのですが、まさしくそれが発生するような時代ですから、そういう意味ではこれは若干疑念をもつておられる方々がいるのではないかと想います。

○小瀬(正)委員 この核物質を今後航空機輸送する場合に、何か人工衛星の監視で絶えずその状況を見ながら、必要によっては緊急事態の場合に見なされることがあります。そのためには、新日本協力協定の中の条件として規定されています。プラントニウム等をフランスから日本に輸送していく場合、包括同意取り決まりになつていているわけでございます。そのときの条件がございまして、その条件の中のお話じゃないか、先生の指摘じゃないかと思いまして、ちょっとお話を説明させていただきたいと思います。

○松井政府委員 新日本協力協定の方の話でございまして、そのときの条件がございまして、それがれども、プラントニウム等をフランス、イギリスから日本に輸送していく場合、包括同意取り決まりになつていているわけでございます。そのときの条件がございまして、その条件の中のお話じゃないか、先生の指摘じゃないかと思いまして、ちょっとお話を説明させていただきたいと思います。

○小瀬(正)委員 わかりました。

それでは、一応この警備関係の問題はこれで終了いたしまして、きょういただきました原子力委員会の核物質防護専門部会報告書は、かなり

きめ細かくそれぞれの状況に応じたいろいろな規制のあれがお出されておるわけであります。これを一読いたしまして感じているわけでありますが、例えば防護の要件の中の「情報管理」、これは七の一と符号してあります、「核物質防護措置の詳細に係る情報は不必要に分散されないこと。」これは一つの例ですが、こういうようにいろいろきめ細かく出ています。まずこれを見て感じるのは、今申し上げました「情報管理」の条項だけ見ましても、これを判断する人はだれなのか。ともかくこういうあれるがあるのに対し、こういうことに対する管理といいますか、明らかにこれに違反したとかどうだとかいうような判断をする場合に、だれがする、それからそういう人は今度はどういうような処置でこれをしていくのか、そのためのあたりの実際にこれを具体的に運用する場合の考え方についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○石塚政府委員 核物質防護上重要な情報といいますか詳細な情報といいますか、そういうものの管理につきましては、原子力事業者が府令等の基準に照らして判断するということをございまして、最終的な判断の責任は事業者にありますかと思いますが、日常の作業といったものについての指導監督は、今回新たに制定されます核物質防護の管理者が十分チェックをしていくという体制になりますかと思ひます。

○小淵(正)委員 これに違反したかどうかという、ことを事業者が判断されて、もし違反した場合にはどういう手順でどういう形に、告発か何かしていくのですか。そこであたり前もちょっと質問が出ていましたが、事業者がそういう判断をして、摘発か告発か知らぬけれども行うとなれば、運用次第ではこれの拡大解釈とか拡大運用、こうしたことで適用されていく危険性もなしとしない。だから、第三者的に明らかにこれに該当したかどうかという意味での、摘発とか告発された場合にかという気もするのです。事業者がこれを判断し

たらそのまま司直ですか。司法の方、警察にすぐ理していくのかどうか。そのあたりの手順はどうなっているかということをお尋ねしているのです。

○石塚政府委員 情報管理につきましての規定は、核物質防護規定の中で定めるべきことにいたしておしまして、省府令で決めていくということにいたしております。したがいまして、情報の管理について核物質防護規定に違反した場合には、原子炉等規制法の行政処分の対象になりますし、許可の取り消しあるいは一年以内の事業の停止命令を主務大臣より発することができるという体系になつております。

○小淵(正)委員 ちょっと混同したのですが、要するに今のお話からいけば、事業者が処分されるということになるのですか。そういう行為をした人をではないのですか。どうなんですか。

○石塚政府委員 原子炉等規制法上は、秘密を漏らした個人ではなくて、事業者が主務大臣より罰せられるということになります。

○小淵(正)委員 では、そこの中で働いている、何かこういう仕事に關係した人たちがこれに該当するとなつても、最終的にはその責任者、事業者が主務大臣から処分というか譴責されるというか、そういう形になるので、当人には關係ないわけですね。そうですね。

○石塚政府委員 原子炉等規制法で処分の対象となりますのは事業者ございます。ただ、規定に違反した個人は、社内規定によりましてそれなりの処分を受けることになるというふうに理解をいたしております。

○小淵(正)委員 では、社内的な問題だけであつて、対象になつた個人は警察的には関係ないということですね。わかりました。

それでは、簡単な質問ですけれども、原子力行政の中で科技庁とエネ庁とはどこで線引きしているのですか。何か原子力発電のいろいろなことについてエネ庁所管だ。そういう意味では、現在日本で実際にいろいろやられているのは、燃料棒

所、電力会社とかということですが、そういうふうのはすべてエネ庁所管で、科技庁としては原子力発電行政についてはどこまでの形で線引きされてやつているのか、その点ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○石塚政府委員 原子炉等規制法上の所管大臣の区分でございますが、発電の用に供する原子炉、いわゆる実用発電用原子炉と言つておりますが、これは通商産業大臣でございます。それから船舶用に設置する原子炉につきましては、実用船舶用の原子炉でございますが、これは運輸大臣、それから試験研究の用に供する原子炉、これは内閣総理大臣、それから研究開発段階にある原子炉として政令で定める原子炉、これは仮に発電を行うものでございましても内閣総理大臣ということになつております。今回の核物質防護措置につきましても、このような区分に従いまして各所管の大臣が規制を行なうということをご存じます。

○小瀬(正)委員 それでは、簡単に言うと発電用に関する部分がエネ庁、あと試験研究その他の部分については総理大臣、科技庁、こういう形だということです。

○石塚政府委員 私はただいま原子炉についての区分のみを申し上げました。もちろん核燃料サイクルに関する製鍊事業、加工事業、再処理事業、使用、そういうもののにつきましては内閣総理大臣が所管をいたしております。

○小瀬(正)委員 お役所の関係はそれいろいろあるからちょっとあれですが、大臣、私がきょうの質問事項を科技庁に出したのです。どこの省のどこを呼んでくれということで、要するに私はこういう質問をするということで出した。科技庁が判断して、これはエネ庁の関係だ、これはどことの関係だということになるわけですね。だから、そうなると科技庁からそこの関係に行つて、こういう質問が出ておるからそこの担当者が出でてくれということで横に行くのだろうと思つたら、もう一回戻ってくるのですね。それで、今度は私の方

省の政府委員室を通じてまたやつてください。こういうことがきょうもあったのですが、こんなばかなことが行われているのが今の行政の実際の日常的なことですね。まさだそういう意味では、少なくとも横のそういう風通しがうはすうういくようなことをぜひひとつやってもらいたいと思いますが、その点ちょっと例示として申し上げたわけです。

それから、原子力発電所の問題についてお尋ねしますが、原子力発電だから正式に言うとエネルギーになるのですね。要するに原子力発電所の事故という表現、故障という表現。故障というのは今までにほとんど使ってないでしよう。みんな事故でしょう。原子力発電というのは、我が国の場合特に核アレルギーがありますから、より慎重に、より大事に、より安全にしていかなければいかぬということは理解しますが、要するにこれだけ我が国の今原子力発電所が稼働しておる中で、事故、事故という言葉が出る。お互い何も知らない国民の皆さん方は、何か大変な何かがあつているのだという不安感を持つ。自動車の場合でも、故障はあっても、事故と言えば相手に何かしたときが事故でしょ、人身等、物件に何かやつたとか。ところが原子力発電の場合には、もちろん発電用の炉の問題やいろいろありますけれども、外側の単なる機械、機器の一部、ポンプの軸にちょっとひびが入ったとかなんとかいうのも、みんな事故という形で報道されておるわけですね。

そういう意味で私は、原子力発電に対する正しいものを国民の皆さんにもつとわかつてもらうといふ努力をすべきじゃないかと思うのです。そういう意味では、これは所管からいけばエネルギーになりました。そういう関係で、必要以上に危険といふのか知りませんが、例えばこれはきのうもお話をしたのですが、原発というのですよね。原電といえばいいのに原発という。もう原発になつてしまつた。そういう関係で、必要以上に危険といふのか不安を感じるような傾向なしとしないという面もありますので、そういう意味で関係省庁もう少

し正しく、しかもより慎重にやらないいかぬの  
ですけれども、物事をもつと正しく国民の皆さん  
にわかつてもらえるような意味での行政としての

努力が足りぬのではないかという気が私はするの  
です。原子力といえば一番元締めですから、ひと  
つ科技厅としての見解をお伺いして、私の質問を  
終わります。

○伊藤国務大臣 大変貴重な御意見をいただきま  
して感謝を申し上げておりますけれども、まずそ  
の前に、原子力あるいは原電等についての関係省  
庁の連絡は、先生方に御不便がないようにしつか  
り行政間の連絡をとらせていただきたいと思いま  
す。

また、今後段でお話がございましたこと、全く  
そのとおりでございまして、先ほどの御質問に対  
しましても、事故というよりもトラブル、ミスあ  
るいはまた故障というものはあったかもしない  
けれども、日本は幸いにまだ事故というものはな  
いし、いわんや人身事故などもございません。ま  
た今後絶対に起こしてはならないということで、  
我々はなお一層引き締めてやらせていただきます  
けれども、原発を原電、あるいはまたミス、トラ  
ブルというようなことで、無用な御不安は国民に  
与えないということが基本でござりますので、今  
せつから関係各省連絡を取り合って、いろいろ  
な用語の問題、またPRといいますか、あるいは  
パブリックアクセスシステムというような社会的な  
受容をどうつくり出すかというようなことにつき  
まして努力中でございまして、間もなく成案を得  
て、その成案に基づいて原子力についての正しい  
理解を国民の中からかも取ることができますよう  
になお一層努力してまいりたい、このように思  
ますので、今後とも御声援をお願い申し上げた  
いと思います。

ありがとうございました。

○石塚政府委員 先生先ほど御指摘の、運送の途  
上において作業者がそれを拒否するような場合に  
ついてのお尋ねでございますが、一応整理をいた  
しまして御説明をさせていただきました。

核物質の輸送従事者等が例えれば労働争議の一環  
といったとして拒否するような場合は、いわゆる  
通常七十六条の二にございますような人の生命、  
身体、財産に対する具体的な危険を引き起こすと  
いうようなことにつきましての認識あるいは認容  
といいますか、いわゆる故意というものはないと  
いうふうに考えられますので、個別事案にもより  
ますけれども、同条は多分成立しないというふう  
に考えられます。ただし、このような拒否行為等  
によりまして災害が発生するおそれがあるという  
ような場合には、現行の原子炉等規制法の六十四  
条によりまして、まず事業者が応急措置を講ず  
ることになります。さらにまた、規制当局  
が事業者に対しまして適切な措置を講すべき旨の  
命令をいたすということになっております。緊急  
時ににおける核物質防護につきましても、法令上、  
事業者あるいは当局が一体となりまして所要の措  
置が講じられるということになつておりますの  
で、特に問題は生じないものというふうに考  
えています。

○伊藤国務大臣 今政府委員が御説明申し上げた  
とおりでございます。  
○矢島委員 そこで、核物質の管理あるいは国民  
の健康と安全には、何よりも実際に原子力に携わ  
っている人たちの協力というものが欠かせないも  
のだと思ふのですけれども、この点はいかがでし  
ょ。

○石塚政府委員 核物質防護、これはその名前  
とおり、英語でフィジカルプロテクションと言つ  
ておりますが、物理的な防護でござりますから、  
基本は核物質というものをどういうパリアで、ど  
ういうハード的な措置をもつてきちんと貯蔵し、  
格納しておくかということであろうかと思いま  
す。ただ、それをより効果的ならしめるために  
は、やはり人の出入りチェックでござりますとか  
各種装置の維持点検、そういうものに対する人  
の管理というものが付隨的に必要になつてくる。  
そういう意味では、事業者が何を行うにいたしま  
しても、そういうものが必要なところの理解とい  
うか、そういうものが必要になつてくるというふう  
に感じております。

私は、三月三十一日のこの委員会で新日本原子  
子力協定第七条に新しく核物質防護対策について  
の義務づけがされたわけです。これにかかるわ  
けで、科技厅に聞きますが、この新協定附屬書Bの第一  
群レベルで規制されている「信頼性の確認された  
者に出入が限られ」という部分です。けさいただ  
きました府政令の資料に四つの「区域の出入管理」と  
いうところがあり、石塚局長も先ほどこの問題で  
答弁されていましたけれども、科技厅が所掌  
している事業所では、この実施に当たつて今後だ  
れがどのような基準に基づいて信頼性を確認する  
のか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○石塚政府委員 施設の出入りに当たりましての  
信頼性の確認は、身分証明書等による所属の確認  
及び防護区域への立ち入りの必要性の確認とい  
う形で行われるのではないかというふうに考えてお  
ります。

そこで、科技厅としては、こういう原子力施設  
に働く人たちの協力というものについて具体的に  
安全上の専門的知識と技術あるいは必要な道具や

施設に熟達して、しかも安全上の社会的責任を強  
く自覚することにあると思うわけですが、長官の  
お考えをお聞きしたい。

○石塚政府委員 予防措置につきましては、省令  
あるいは府令等でその基準あるいは水準、事業者  
が守るべき要件というものが規定されていくわけ  
でございますから、そういうものがきちっと守  
られること、あるいはそれを守るための核物質防  
護のための規定、そういうものを主務大臣が認  
可をするわけでございます。したがい  
まして、そのため特段何かそういう従事者と  
の間でこうあるべきだ、これは組織あるいは管理  
組織といったものは規定の中にきちっと盛り込む  
ことになりますけれども、それ以上の特別の配慮  
というものは現在のところは考えておりません。  
○矢島委員 もちろん事業者とそこに働く人たち  
との関係ということにもなつてまいりますので、  
ひとつ科技厅といたしましては、よく現場の意見  
を聞きながら事業者もやっていくという方向での  
検討をぜひお願ひしたいと思います。

ります。そこで、ここで言ふ信頼性の確認は、核物質を不法な奪取から守るというような核物質防護の目的の範囲内で行わるものでございまして、通常の事業活動を遂行するに必要な限度、すなわち核物質の取り扱い等特定の活動を行うことについて、当該者が認められているかどうかの確認が行われれば、それで足りるというふうに考えております。

○矢島委員 今御答弁された最初の部分について、現在やつてある状況と同じだらうと思うのですが、それとも、今後どのような基準で実施するかということについて、今回出されております改正法の中には、この具体的な核物質防護区分とか水準が明示されてない。現在科技部が所掌している事業所で実施している核物質防護というものは、原子力委員会の決定、これを受けて行政指導で行つてあるのだろうと思いますが、その内容が今後も基準になる、こういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○石塚政府委員 現在実施しております水準あるいは措置、これは原子力委員会が五十五年の専門部会で決定いたしました内容を踏まえて行っておりますし、今回の法改正におきましてもそれをもとに省府令を整備してまいることとなつておりますので、内容的には実質的な差異はございません。○矢島委員 ここに原子炉等規制法の規制にかかる事業所の一覧があるわけですから、これらの二十四の事業所がそれぞれ取り扱う核燃料によって事業所ごとに防護規則が違つていているわけですね。原子力委員会が決定したところの基準といふのをベースと見ていくといふことになれば、昭和五十六年の三月二十日でしたか、あの原子力委員会決定による「我が国における核物質防護体制の整備について」、この内容を見ますと、五十五六年の防護水準を受けているわけですね。当然これがIAEAの防護水準を受けているものでございますが、IAEAはこの核物質防護の実施基準

いかという質問です。これがさらに検討の材料として出されたのか。

○石塚政府委員 ほぼそのとおりの内容にならうか、今検討の段階ではそういうふうに考えております。

第一カテゴリーをちょっと読みますと、二キログラム以上のブリトニウムを保有するところの第三のカテゴリーに区分しています。カテゴリー別に輸送と施設における防護の要件を定めていると思います。

○矢島委員 勘定上、個人認識票の所持あるいは自動車の立ち入り制限、個人認識票の所持あるいは立ち入り者の信頼性調査、それから立ち入り者のエスコート、出入りするときの所持品の検査、かぎ類の発注、管理、二十四時間バトロール、独立二重の通信体制、非常時行動規定、計画の策定、教育訓練、さらには非常時不法移転の禁止、保安調査と機能点検の全項目の整備が要求されているわけです。

原子力委員会の五十六年三月二十日の決定であるところの核物質防護体制の整備では、この一群から三群までのすべての区分についてIAEAの第一カテゴリーとほぼ同一の内容になつてます。

この項目だけを見ても、事業所で働く人たちの労働基本権あるいはプライバシー、こういう人権が侵害されるような項目がすべてある状態である。今回の原子炉等一部改正案の防護措置や防護規定に関する府省令といふものは、けさ提出されたわけですが、これを受けた専門部会報告といふものがあります。このとおりであるというふうに考えてよろしいですか。

○石塚政府委員 きょうお出ししました資料は、区分のI、区分のII、区分のIIIと全部くくりまして項目を提出してございますが、実際には区分に

の、第一群から第三群までに分けてあるわけですね。けれども、それらの三つの区分すべてがこのIAEAの第一カテゴリーとほぼ同じ内容になつています。

○石塚政府委員 ほんとおりの内容にならうか、今検討の段階ではそういうふうに考えております。

○矢島委員 現在の検討段階ということです。で、これをベースにして検討中、こういうことだと思います。細目については検討中ということですが、先ほど私、いわゆる労働基本権やプライバシーの問題を質問の中で述べたわけなんです。この細目どおりということで検討中ということになりますと、そういう基本的人権の侵害ということが非常に懸念されるわけですが、その辺についていかがですか。

○石塚政府委員 先ほども申し上げましたとおり、信頼性の確認にいたしましても、それは核物質を不法な奪取から守るといった核物質防護の目的の範囲内で行うということです。通常の事業活動を遂行するに必要な限度、すなわち核物質の取り扱い等特定の活動を行うことについて、当該者が認められているかどうかという確認が行われれば足りるというものです。通常の事業活動を遂行するに必要な限度、すなわち核物質の取り扱い等特定の活動を行つて、当該者が認められているかどうかという確認が行われれば足りるというものです。

○矢島委員 と思いますが、核物質防護の細目について、当該者が認められているかどうかという確認が行われれば足りるというものです。通常の事業活動を遂行するに必要な限度、すなわち核物質の取り扱い等特定の活動を行つて、当該者が認められているかどうかという確認が行われれば足りるというものです。

○矢島委員 と思いますが、核物質防護の細目について、当該者が認められているかどうかといふのを見守るといいますか、そういうことは心配ない、こういう規制を政府は指導する気があるかどうか。あるいはそういうところを事業者に対してきちんと見守るといいますか、そういうつもりはあるのかどうか、そこをお聞きしたい。

○石塚政府委員 本日御提出申し上げました原子力委員会の指針をごらんになるとおわかりのとおり、私がただいま申し上げましたような形で指針ができしがつてあるといふことです。

○矢島委員 それが踏襲して府令を作成していくことだと思います。

○矢島委員 それで、もう一つ資料で原子力委員会の専門部会の方がつけられて配られたわけなんですが、これで仕方がないわけですね。IAEAの第一カテゴリーの内容を細かく述べましたのは、結局今度

の、第一群から第三群までに分けてあるわけですね。けれども、それらの三つの区分すべてがこのIAEAの第一カテゴリーとほぼ同じ内容になつています。

○石塚政府委員 ほんとおりの内容にならうか、今検討の段階ではそういうふうに考えております。

○矢島委員 まず、このことには強く要望しておきました。次に移ります。これは「原子力工業」という月刊誌の一九八二年十二月号ですけれども、この中に元外務省国連局原子力課の本園さんという方の「核

について申請がありました際には十分気をつけて審査をし、認可をしてまいりたいと考えております。

○矢島委員 ゼビそのことは強く要望しておきました。次に移ります。これは「原子力工業」という月刊誌の一九八二年十二月号ですけれども、この中に元

「物質防護条約」の意義と問題点、こういう文章が載っております。この中に条約に伴う国内法の問題について書いてある部分があるのですが、ちょっと読んでみると「国内法整備作業が遅々として進まない理由は、ひとつは、この条約のいくつかの規定がわが国にとって対応のむつかしい事柄を含んでいるからで、それは例えば、次のようにあると考えられますと「信頼性が確保された者に出入が限られ」るとしていることは、原子力基本法第二条の定める公開の原則に照らして問題はないかとか、基本的人権を制限するものではないか、というような議論があつて、関係当局としてはこの取扱いに苦慮している模様である。これは、防護のやり方によつては原子力基本法に抵触するおそれが危惧されているということを言つておられるわけです。

当時の外務省の直接の当事者が国内法整備についてこういう懸念があるということを書いている

わけですが、防護措置だとかあるいは防護規定の

重要な部分が府省令によって現在検討されている

といふわけですから、それが原子力基本法の三原

則とのかかわりで現在どのようにクリアされたのか。こういう論議が国内法をつくるに当たつて遅々として進まないのは、こういう問題が出たんだと思う。現在この法案を出されてきたわけですねけれども、この間の問題がどうクリアされたか、その部分について科技庁の答弁をお願いします。

○石塚政府委員 ただいま先生御指摘の文献の内

容につきましてはつまびらかにはいたしております

せんけれども、今まで改正法案を御提出申し上

げるのがおくれました理由は、本日幾度か答弁を

させていただきましたけれども、やはり核物質防

護条約が要求しておりますとして刑罰、犯罪の

処罰規定、そういうものを我が国の法体系の中

にどのように取り入れていつたらいのであらう

か、その辺の検討に時日を要していたものでござ

います。

もう少し具体的に申し上げますと、特に外国人

が、幸い昨年の刑法改正によりまして第四条ノ二

というものが追加されました結果、刑法の規定する

犯罪について国際約束に基づくものであれば、そ

れは日本の刑法で処罰できるという新たな規定が

設けられたことによりまして、この核物質防護条

約が要求します犯罪の処罰規定も、それによって

吸収されるという事態の展開があつたわけでござ

いまして、そういう情勢の進展を踏まえて今回

提案ができた次第でございまして、今のような三

原則に抵触するからというようないろいろ

と議論がなされてきたというにつきましては、私はよく承知をいたしております。

○矢島委員 おくれた理由について一つは刑法

の問題、これは何回もお聞きしていますが、それ

は一つであつて、おくれた理由としても一つあ

つたのです。それが本園さんが書かれた文章の中

に、原子力基本法第一条とのかわり合いとして

書かれているのだろうと思うのですね。局長、経

過については御存じないようございますが、こ

の論議の中でどのようにクリアされてきたかとい

う点については、これは非常に重要な問題だと思

うのですが、そのことについても御存じございま

せんか。

○石塚政府委員 核物質防護条約の中では、例え

ばこの条約の実施に基づいて得た秘密の情報につ

いては、それを国内法の規定に従つて守るようにな

しなければいけないというような規定がございま

す。そういったような意味で、公開の原則等に触

れる可能性があるかどうかというような点につい

ては、審議、検討がなされたというふうに私は承

知いたしておりますけれども、そういった問題につきましても問題ないという結論に至つたものでござります。

○矢島委員 私がお聞きしたいのは、どういう経

過で問題ないとなつたのかということをお聞きし

たいのですが、局長はそういうところについての

細かいことについては御存じないようございま

す。またの機会にそういう点については明らかに

いうような点についていろいろと議論がなされて

いたいと思いますので、先へ進めます。

今引用いたしました元外務省の方の文章という

のは、言うなれば原子力基本法の三原則について

の懸念というものを言つておられるわけです。防護の

あり方にについていろいろと述べているわけです

が、この部分が今度の法改正に当たつて非常に問

題な部分だと思うわけです。もともとこうした防

護というものは、核兵器保有国が核兵器の開発、

生産のプロジェクトで用いてきた方法であります

。その考え方をそのまま平和利用をうたう日本

の原子力活動に求めるというところに重大な問題

があるからこそ、こういう懸念が出てくるわけで

す。検討を重ねてきたという先ほどの御答弁で

ござりますけれども、こうした公開の原則とい

うものに絶対抵触するようなことはないというの

は、この法律のどこかに書かれているわけです

E Aが昭和五十年につくりました指針をもとに原

子力委員会が定めました指針、そういうふたものを

内容といたしますことについて、原子力委員会と

いたしましても妥当であるとの判断が示されたわ

けでござります。原子力委員会は、先生御案内の

とおり基本法の平和三原則、そういうふたものをき

つと見ておられる委員会でございますが、そういう

委員会でもクリアされてきたということでおこさ

ります。

○矢島委員 三月三十一日のこの委員会におきま

して、私、最後の方でしたけれども、伊藤長官に

いわゆる基本的人権、それから学問、研究の自由

つたところの研究者も十分に知り得る状況でなけ

たのですが、局長はそういうところについての

細かいことについては御存じないようございま

す。またの機会にそういう点については明らかに

していただきたいと思いますので、先へ進めます。

今引用いたしました元外務省の方の文章とい

うのは、言うなれば原子力基本法の三原則について

の懸念というものを言つておられるわけです。防護の

あり方にについていろいろと述べているわけです

が、そのとき長官は「基本的人権はあくまでも守

らなければなりませんし、また研究の自由、学問

の自由もこれまたあくまでも守るべきものだと思

います。」というきっぱりとした答弁をいただい

たわけです。

そこでお尋ねしますが、研究者にとって研究成

果の発表の自由というのも学問、研究の自由の

根幹をなすものだと思うのですが、長官いかが

でしおうか。

○伊藤國務大臣 研究者の自由の中で、発表の自

由というのもこれまで根幹をなす自由でございま

す。これも守らなければならない我々の努力目

標でございます。

○矢島委員 なぜ私が改めてまたそのことについ

て長官にお聞きしたかといえば、以前日本原子力

研究所在が、中島篤之助氏の事故論文問題とい

うの問題でございました。これは学術会

議の學問・思想の自由委員会で、當局の措置とい

うのは不當であると判断されました。もし核物質

防護対策の名のもとにこのような研究発表とか交

流の場、そういう機会、こういうものが狭められ

てしまふとしたら、それはもはや研究活動の破壊

以外の何物でもないと思うのです。研究者が研究

のテーマを選ぶとかその成果を自由に発表する、

その過程でいろいろと討論を重ねていくことは、

研究という仕事についてはイヤハだらうと思うの

です。こういうことが懸念されるようなことはな

い、こういうよう理解してよろしいですか。

○石塚政府委員 核物質防護の観点から管理しな

ければならない情報、これは非常に限られたもの

でございまして、例えかぎをどこに隠してある

かその所在を明らかにしない、そういうたぐいの

情報の管理でございますが、研究の自由とか研

究だけではなくて関係する大学とか研究所、そ

ういわゆる基本的人権、それから学問、研究の自由

れば、科学技術そのものの進歩ということは期待できないわけです。憲法二十三条の学問の自由あるいはユネスコ勧告の内容からしても、このことは原子力研究に携わる研究者にも当然適用されるものです。そこで、科技庁としては、この情報管理ということで、各事業所がみだりに拡大して公開の原則を侵すことがないように指導すべきだと思いますが、その点はいかがですか。

○松井政府委員 先ほど先生、日本原子力研究所の中島篤之助氏のお話がございましたけれども、私たちの理解している限りにおきましては、原研の内部規定がございまして、そういうことでも問題があつたというふうには承知しております。

御案内のとおり、もちろん原子力基本法に定めておりますとおり、成果の公開ということは守らなければいけないと私ども思うのです。ただ、今までもある説明しておりますけれども、それについては幾つかの条件がございます。ノーハウとかそういう保護というものが一つ。もう一つは、こういった機微情報というのですか、核の拡散につながるようなことはやはり出してはいけない。

そういう条件は当然あるだろう。もちろんそういうことがあるからといって、それをみだりに広げることはよくないと思っております。あくまで私どもはその辺は厳密にしなければいけないと思つておりますけれども、その辺の条件があるということはぜひ御理解いただきたいと思います。

○矢島委員 ゼヒそういうように、みだりに拡大していくようなことのないように指導されたい、このことを要望しておきます。

次に、核物質の防護ということにとつて非常に重要視されなければならないことは、原子力施設で働く人との信頼関係、こういうものが重要だらうと思うのですけれども、この点についてはどんなふうにお考えですか。

○石塚政府委員 核物質防護は、そのハード面とソフト面、両方あるかと思います。核物質を防護するという観点からは、まず施設面においてこれを防護するというのが基本でございますが、それ

のためには、ソフト面における管理というものの補完的な機能が必要かと思います。そういうたるものを受け取るために、そこには人の信頼というものを十分機能させるためには、そこには人の信頼というものがもちろん基本にあるというふうにあります。

○矢島委員 確かにそこで働いている人たちとの信頼関係というのは、いわゆるソフト面におきましては非常に重要なウェートを置くだろう、こう思います。ところがこの日本原子力研究所では、認識をいたしております。

大体昭和四十三年ごろから、そこで働く人たちとの間でいろいろと問題を起こしております。特に十年前、写真つき身分証明書問題では、職員への御労働組合が団交を申し入れたけれども、これで原研の労働組合が団交を申し入れたけれども、これが拒否した。さらに組合労働を処分する、こういった事件を起こして、地方労働委員会でこれが不当労働行為と認定された。そこで、今回の法体系整備で、いやしくもこの労働基本権が侵されることが絶対あってはならないと思うのですが、この点、長官ひとつ御答弁いただきたいと思うのです。

○松井政府委員 ただいま先生御指摘の原研における労使の問題につきましては、これはあくまで労働委員会等で判断する事項でございますから、

私ども申し上げる筋ではございませんけれども、このもともとの事案が、原研の例えればFCAとかそういう施設に出入りする人間に、IDカードといふもので、そういうものをつけさせるというのですか、そういうものをつけるといふことから始まったわけでございます。そのこと

自体は、私どもの理解では世界どこでもやつていることでございまして、それは極めて当たり前なことです。

○矢島委員 このと行うということはその事業所で一人、こう判断してよろしいですね。

○石塚政府委員 核物質防護管理者の選任は、工場または事業所ごとに行うというふうに考えております。

○矢島委員 ことに行うということはその事業所で一人、こう判断してよろしいですね。

○石塚政府委員 工場または事業所ごとに一人と

そういうような変更を行なうときには、職員への説明とかそういうものは事前になされしかるべきだ。地労委としてもそういう面を考慮したんだと思うのですけれども、いざにいたしましてもそれは科技庁の守備範囲以外ですから、その経理という経過があったということを一言づけ加えておきます。

そして私の聞きしたいのは、いわゆる労働基準権が侵されるというようなことがあつてはならない、その点を長官にお願いしたい、こういうわけです。

○伊藤国務大臣 基本人権あるいはまた労働基本権は、原子力行政を進めるに当たりましてもしっかりと守つていかなければならぬ基本的権利だと尊重してまいりたいと思います。

○矢島委員 御答弁のように、原子力施設における労働者のいろいろな権利、こういののは侵害されはならないし、労働三権というのはしっかりと保障して、同時に基本的人権、特に思想、信条あるいは表現の自由、そしてプライバシーは決して侵してはならないものだ、この点は既に長官はそのとおりだとお認めですので、さらに重ねて御答弁はいたしませんが、そのことを確認して次の質問に入つていただきたいと思います。

今回のこの改正案で、先ほどお出している核物質防護管理者の選任の問題であります。このことが義務づけられているわけですが、この管理者というものは原則としてサイトごとに一人任命されるということですか。

○石塚政府委員 この防護管理者の責任範囲はどういう内容になつておりますか。

○矢島委員 核物質防護に関するその工場または事業所内における監督ということでございまして、これは事業所内における監督ということでございまして、例えば核物質防護規定の案を作成するなどの、あるいは核物質防護措置というものがちゃんと守られているかどうかという点について、日常監視するといったようなことが範囲だらうと思います。

○石塚政府委員 日常監視するという部分が出てまいりましたが、この防護管理者の権限といいますか、こういのものはどういうところに……。

○石塚政府委員 これは逆の言い方をしておりますが、「核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならぬ。」施設に立ち入る者は、この管理者の指示に従わなければならぬというふうに法律上明記してござ

ら選出する。こういうようこの資料を読んでよろしいですか。

○石塚政府委員 それぞれの工場または事業所において、関係する組織で責任のある地位にある人が選任されることになるというふうに考えております。

います。

○矢島委員

次の質問に移ります。

これも既にほかの委員からの質問があつた問題で、確認的な内容になりますが、改正案七十六条の二の「特定核燃料物質をみだりに」の問題です。「取り扱うことにより」という文章があるわけですが、この「みだりに」ということは、犯罪構成要件を規定するに当たって、いわゆる防護条約の方の第七条と同じことを指すということです。

○総務省委員 先ほども御説明したとおりでございますが、条約の七条一項(a)後段に規定されているのと同じでございまして、「みだりに」というのは過失犯を意味するものではなく、故意犯を意味しております。条約上の法律上の権限なしにというものを、「みだりに」という表現で法律で受けているものでございます。

○矢島委員 本来平和利用のもとでの核物質の管理ということは、日本独自でいろいろつくり出されるべきものであると思します。自主性を貫ぐていう点で、その点、最近アメリカからわゆる核不拡散の問題等の中でいろいろと働きかけがある、このように聞いておりますが、きょう長官からもまた局長からも、平和利用三原則の厳守、あるいは研究者、技術者、労働者の基本的人権、思想、信条の自由、プライバシーの擁護、こういう問題について明確にお答えをいただきました。さらに労働三権の保障の問題、学問研究の自由の問題、これらにつきましては、きょう御答弁いただきようときちんとやつていただきたいということを重ねて主張しておきたいと思います。

そこで、朝から相当皆さん頑張つてこの時間まで参りました。まだ時間は余っていますが、最後の質問をひとつやらしていただきたいと思いま

そのことが必要ではないかということ。それから

それと関連して、きょうもこの委員会でいろいろと質問が出てまいりましたが、いわゆる核物質の防護条約、これは兵器の部分、つまり軍事利用の部分についてはより防護というのは嚴重なんだ

らというような御答弁がありましたけれども、何

といつても核兵器をなくしていくということが重

要なことであり、全世界から核兵器の廃絶とい

ことを私たちの科学技術委員会としても主導的

やっていかなければならぬんじやないか。この二

つの点についての長官のお考えをお聞きして、質

問を終わりたいと思います。

○伊藤国務大臣 核兵器の廃絶は人類共通の悲願でございますので、我々も大きな政策目標として、原子力行政を進めるに当たっての大きな要件としてこれを尊重して進めてまいりたい、このように考えております。

○矢島委員 終わります。

○大坪委員長 参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

本案審査のため、来る十九日、参考人の出席を

求め、意見を聽取ることとし、その人選等につ

きましては、委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る十九日火曜日午前九時二十十分理事

会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三分散会

科学技術委員会議録第四号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

四 四 未六

人々が

及び

七 一 二 又び

昭和六十三年四月二十七日印刷

昭和六十三年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E